

平成28年第3回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成28年6月20日（月曜日）

○議事日程

平成28年6月20日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	山 田 耕 治 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	吉 村 弘 之 君	6 番	安 村 政 治 君
7 番	松 村 学 君	8 番	上 田 和 夫 君
9 番	行 重 延 昭 君	10 番	中 林 堅 造 君
11 番	清 水 浩 司 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	和 田 敏 明 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	河 杉 憲 二 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	三 原 昭 治 君
19 番	久 保 潤 爾 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	田 中 敏 靖 君	22 番	平 田 豊 民 君
23 番	今 津 誠 一 君	25 番	安 藤 二 郎 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
総 務 部 長 藤 津 典 久 君 総 務 課 長 河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長 平 生 光 雄 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君
健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君 産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君
土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君 入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君
会 計 管 理 者 山 内 博 則 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 司 透 君
監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君
消 防 長 三 宅 雅 裕 君 教 育 部 長 末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 局 長 清 水 正 博 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。17番、山下議員、18番、三原議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

それでは、これより質問に入ります。最初は、18番、三原議員。

〔18番 三原 昭治君 登壇〕

○18番（三原 昭治君） おはようございます。会派「絆」の三原です。通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

まず1点目は、子育て支援策として、子どもたちが急増している周辺地域への公園または遊びの広場の設置について質問いたします。

近年、若い世代の方々による周辺地域への住宅建設が増加傾向を見せています。特に、従前は家屋等の建設が制限されていた市街化調整区域においては、規制緩和によって宅地開発が進展し、目覚ましい勢いで住宅建設が進んでいます。その中でも、いわゆる、かつ

て農村地域と言われてきた右田や華城、中関などは著しく増え続けており、ベッドタウン化してきています。

これに伴い、乳児・幼児・児童・生徒など、子どもも増加を見せています。このような現況の中で、子育て中の若い親御さんや保護者の方々から、周辺地域には子どもたちが遊べる公園や広場がない、屋外で安全に安心して遊べる公園や広場を要望する声が多く、また大きく高まっています。

少子高齢化が進展する中で、子どもたちの増加は大変喜ばしいことではありますが、その子どもたちが健やかに健康に育つよう、体力・心の健全育成にもつながる公園や遊びの広場の設置に取り組むべきだと思いますが、今後の公園整備の計画や遊びの広場の設置について、市のお考えをお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えいたします。

本市では、これまで子育て支援策として、県内に先駆けた小学生の医療費の無料化や留守家庭児童学級の増設及び開級時間の延長などに取り組み、今年度からは多子世帯応援給付金の支給や子育て応援サイトを開設することといたしております。

そのような中で、児童に健全な遊びを与え、健康を増進する目的で、これまで、それぞれ規模は違いますが、市内22カ所に児童遊園を設置してきたところでございます。また、市内には都市公園54カ所や開発広場173カ所もあり、児童遊園や都市公園におきましては、これまで順次、大型遊具等の整備やトイレの改修などを行ってきております。

議員御案内のように、右田や華城、中関地域は近年ベッドタウン化が進み、人口が増加傾向にある地域でございます。児童遊園や都市公園はこれまで主に市街化区域内に整備を進めてきたことから、周辺地域に当たる市街化調整区域には、子どもたちが安心して遊べる公園などが少ない状況でございます。

児童遊園に限って申し上げますと、児童遊園は、児童福祉法において、児童厚生施設と位置づけられており、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、広場、遊具及び便所を設けることとされております。また、平成4年の厚生省児童家庭局育成課長通知の標準的児童遊園設置運営要項では、敷地は原則として330平方メートル以上、遊具、広場、ベンチ、便所、飲料設備、柵及び照明設備等の設置が望ましいとされております。

過去には市街化調整区域内に児童遊園を設置したこともございます。しかしながら、用地の取得や附帯設備の工事などに多額の経費を要しますので、今後の周辺地域の人口推移を見守りながら、限りある財源の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

また、本市には、民有地提供による遊び広場等取扱い要綱もございます。これは、地域

における遊び広場として、土地の提供者と地域自治会連合会などが5年以上の使用賃貸借契約を結び、整備についても土地提供者または借受人が行い、市は3,000平方メートルを上限に、整備された遊び広場などにかかる固定資産税を免除するという制度でございます。地域によってはこの制度も御活用いただけるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 答弁ありがとうございました。

周辺地域はベッドタウン化し、それに伴い子どもたちも増え、また、その反面で遊びの広場等が不足していることは承知されてるということでもあります。

この今、規制緩和による住宅建設、先ほど市のほうからもいろいろ説明を受け、今後、その歯止めと申しますか、これによる弊害等についてまた精査していくということがありましたが、もう既に大変多くできております。

先ほど同僚議員の質問の中にも、大体1年間100から150戸の建設がされているとの答弁でございました。

先ほど少し答弁の中にごございました、子育て支援策という点につきまして、もう少し具体的にその支援内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

子育て支援策となりますと、まずは保育事業、児童手当、こういったものが大きいところでございますが、現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げてある主な事業を申し上げますと、小学生以下の医療費の無料化でございます。平成24年8月からは未就学児、平成27年10月から小学生以下というふうに医療費を無料化してきておるところでございます。

それから、留守家庭児童学級の、今年度から30分、時間延長しましたが、そのほか増設・増級を努めているところでございます。

それから、ファミリーサポートセンター事業、それから赤ちゃんの駅整備事業、それから多子世帯応援給付金事業ですね、これを今年度から始めるところでございます。それから子育て応援サイトの開設、これも今年度から予定しておるところでございます。それから親子ふれあい広場、子育てサロンといったところでございますか、これがまた広場、遊び場の提供ということにもなろうかと思っております。それから多子世帯保育料の軽減事業、こういったものを今、中心的にやっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 今、いろいろ御紹介いただきましたが、トータル的に見ますと、主に子育てにかかわる経済的負担の軽減や、保育などが中心のように私は受け取りました。

また、先ほどの答弁の中に、児童遊園は二十数カ所ですか、設置しているが、大半、ほとんどが市街化区域ということでございました。

そこで、少し視点を変えて質問させていただきたいと思います。

公園整備につきましては、平成11年度に策定されました防府市緑の基本計画の中に織り込まれていると思います。その中の計画内容を見ますと、いずれも整備目標を平成32年としています。ですから、ことしが28年ですから、あと4年という計画でございます。

中を少し拾ってみました。まず、街区公園につきましては、身近な公園として誰もが気軽に利用できる公園とし、市内15地区に新たに45カ所が必要としていました。

次に、近隣公園につきましては、誰もがスポーツやレクリエーション活動が楽しめ、災害時の1次避難地としての役割を果たす公園として、新田地区を除く14地区に14カ所が必要としています。

さらに、市内に2カ所ある既設の天神山公園、そして桑山公園と同規模程度と申しますか、規模の大きい地区公園につきましては、誰もがスポーツやレクリエーション活動が楽しめ、災害時の避難や救援活動の拠点としての役割を持つ公園とし、現状の緑化の配置バランスや人口などを考慮し、右田地域、それと北部地域に配置しますとありますが、これらの進捗状況はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 質問にお答えいたします。

議員の質問の防府市緑の基本計画、こちらは平成11年に作成したところでございますが、議員のおっしゃるように近隣公園、地区公園というものにつきましては、計画上のものが現実的にはまだ整備ができていないという状況でございます。

これらについては、計画では必要だということを示しておりますが、今のところこれを整備する予定についてはまだ立っていないという状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） もうこれ、先ほど申しましたが、平成11年度に策定されたということで、策定から17年も経過しておるわけです。今の御答弁では、全く手つかずの状態であると。いわゆる絵に描いた餅状態ということになります。

今、まだ計画的には云々とありましたが、具体的にあと4年なんですけど、この計画をどのように今、考えていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

平成32年を目標に、この基本計画をつくっております。議員御案内のとおりでございます。

当然、計画、人口の問題も含めまして、平成11年当時とは状況が現在、変わっておるところを認識しておりますので、緑の基本計画についても人口の見通し等も含めまして、当然、見直すべきものというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） あと4年ですからね、なかなかその全てを実行するというところはもう困難というか、不可能に等しい状況でございます。この見直しも今、今後、していかなければならないという答弁でございましたが、見直される時点で実行できる見直しをぜひ計画していただきたいと思っております。

次に、先ほどもありました、市が整備した公園と申しますか、広場以外で、宅地開発に伴い、一定規模以上の開発に対して、宅地業者によって——先ほど開発広場とたしか言われたと思うんですが——設置しなければならないように規定されていると思いますが、その内容・条件等を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

都市計画法の開発行為の許可基準でございますが3,000平方メートルを超えるものにつきましては3%の開発広場を設けることとしております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） ありがとうございます。

先ほど開発広場として設置された件数が175カ所ということでありましたが、平均的な面積はどのぐらいか教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 質問がわからなければ聞いてください。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

開発広場の今の箇所については、今、把握しておりますが、平均の面積は今ちょっと持ち合わせておりませんので、またお伝えできればと思います。申しわけございません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 先ほどの説明では3,000平米を超えた場合は3%ということでした。3,000平米とすれば3%で約90平方、坪数に直すと27坪ということになると思います。

その173カ所の開発広場の利用実態と申しますか、今、どのように地域で新しくできた団地で利用されてるといふか、その実態をちょっと教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えします。

最低で90平方メートル、大きい開発になると、それを上回るものではございますが、いずれにしても、いわゆる都市公園で定める街区公園ですと、標準を2,500平方メートル程度としておりますので、本当、その開発された住民の方を対象にした程度の広さでありますので、そこにお住まいのお子さんとかがちょっとした、どういいますか、休憩及び散歩のときに利用できる程度。したがって、ボール遊び等ができるような規模のものではございません。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 私も市内いろいろ回りますので、至るところでその開発広場というのを目にします。その大半が利用されずに草が生い茂っているというのが、私から見た現状だと思っております。全く無意味なものであり、先ほど部長が言われましたボール蹴り等をするような状態ではないということで、実は、この小さな広場の中で、子どもたちがボール蹴りやボール投げをすることで、周辺の家屋に当たったり、とめてある車に当たったりということで、近所同士のトラブルに発生するという、今、事案も発生しております。

こういうことは多分、御存じないと思います。地域のことでありますから、地域で片づけるという、対応するという事になっておりますが、それによって、もう人間関係が大変気まずくなって、どうしようもないという地域もございます。

そういう実態にあるということで、この開発広場というのはあくまでも今、言われたように憩いの場といふか、かけてちょっと休むという程度の場でございますが、やはり周辺地域にはきちんと広場がまだ設置されていないというのが現状でございます。

さて、先ほどの市街化調整区域の開発行為の緩和によって、自己用住宅が急増している実態について申しました。簡単に申しましたので、中身がなかなかわかりにくいと思いますが、僭越ですが、私が住んでる下右田のある単位自治会の事例をちょっと紹介させて

いただきます。

私は30年前近くに下右田のある単位自治会に移住しました。そのときは自治会戸数も30世帯足らずでありました。子ども会においても会員は10人未満、数人しかいませんでした。

それが開発行為の規制緩和によって、現在は120世帯、4倍ですね、子ども会は何と驚くなかれ、約60人以上にも今、膨れ上がっているのが現状でございます。

この状況は、私の自治会だけではなく、周辺の自治会も同様の状況に今、なっております。

少子化が社会問題として深刻化する中で、子どもたちの声が元気に響きわたることは大変喜ばしいことと、私は思っております。

しかしながら、その子どもたちが屋外で元気いっぱい、安心して安全に遊べる場所がないということが大きな悩みであり問題となっておりますが、この現状について、この問題についてどう捉えられるか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えします。

確かに急激に宅地化されたりして、先ほども申し上げましたが、子どもたちが活発に遊ぶことができないということは、実際に起きていることだろうと思います。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、多種多様な子育て支援策を展開しておるところで、限られた財源の中で行っていかねばならないかなというふうに思っております。市内、一時的に各地でそういった現象が起きてこようかと思っておりますが、全体的な推移を見ながら検討していくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 一時的と今、言われましたが、これ、一時的じゃなくて、ずっと増え続けているわけなんですよ。1年、2年のことじゃありません、たしか14年に規制緩和がされて以来、ずっと増え続けているわけです。

先ほど冒頭、私が言いましたように、年間100戸、150戸以上の家が今、どんどんできています。ちなみに私のところも今、120戸と言いましたが、新たに今20戸、また開発が行われております。これ、一過性のものでもなく、財源云々という問題でも、確かにございますけど、やはり大変必要なものではないかと、私は思っております。

さて、先ほど申しました、かつては農村地帯と言われた右田地域の現状ですが、近年、逆に耕作放棄地もどんどん増えてきております。これに開発行為の緩和が拍車をかけ、先

ほどから述べているような状況を迎えております。

一方、売却したくても条件的に無理、また先祖代々の土地を手放したくない、しかし、後継者もなく、高齢で世話ができないという方も多くいらっしゃいますが、右田地域における耕作放棄地の面積はどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中司 透君） お答えいたします。

右田地域の耕作放棄地の面積でございますが、昨年末ぐらいの状況ですが、約13万1,000平米でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 約13万1,000平米と申しますと、東京ドームのグラウンドですね。グラウンドに換算しますと約13個分の広場が取れるという計算になります。

先ほど冒頭で、答弁の中で御説明がございましたが、もう一度、再度、民有地提供による遊びの広場等の取扱い要綱についての説明をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

民有地提供による遊び広場取扱い要綱ということでございますが、これは、自治会及び民有地提供者がともに契約を結ぶわけなんです、実際に多いのは、もう実際地上げされて遊んでいるような雑種地とか、宅地であったりとか、そういったところを地域の遊び広場だったり、ゲートボール場だったり、そういったことに提供していただくと、民有地をお持ちの方がですね。それを自治会なりが借り上げるというところです。

それに伴いまして、その場合、市は固定資産税を免除しようとして、そういった制度でございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 先ほど申しました、売却したくても条件的に売れない、または先祖代々の土地を手放したくないという方々からすれば、大変マッチした、私は制度ではないかと思っております。

それで、今、この制度、現時点でどの程度の利用と申しますか、箇所があるか、その利用内容はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

市内に現在5カ所ございます。利用状況は子どもの遊び場、またはゲートボール場になっているようでございます。現況ですね。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 現時点で遊び場となっているところがあるんですか、ほとんどがゲートボール場だったと私は認識しておりましたが。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） これについては年2回、うちのほうで現況確認、それから届け出をしていただくようにしておるんですけども、固定資産税を免除するわけですから、実際の現況を見させていただいておるんですが、写真等見させていただきますと、2カ所は子どもが実際に結構、遊んでいるという状況です。

それから、3カ所についてはゲートボールでの利用がほとんどというような状況になってます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） この制度はいつできましたか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えします。

現在の要綱は、昭和62年10月1日となっております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 昭和62年10月1日ということで、もう32年経過をしておりますが、私、この地域の関係で、広場の関係等、ずっといろいろ耕作放棄地等、いろいろ聞いて歩いた中で、この制度を知らない方がまずほとんどです。全くほとんどというか、ゼロに等しいぐらい制度を知っておられません。この制度についての周知はどのようにされているか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えします。

実際のところ、あまり制度の周知というのはされてないんじゃないかなというふうに考えております。というよりは、むしろ先ほど言いましたように、地元のほうから、地域から、こんな遊んでいる土地があって、子どもたちに使わせたいんだけどというお話があって、これに乗せていったというのが現状のようでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） であれば、先ほど言われました財政面もあるとか、いろんなことを先ほど言われましたけど、タイムリーな私は制度だと思っております。しっかり、もっとPRというか、周知徹底を図ってみてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） ありがとうございます。大変貴重な御意見だと思います。言われるとおり、この制度を皆様に周知したところ、そういったふうに民地を提供してもいいよという方が出て来られる可能性、十分あると思っておりますので、これについては周知を図ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） ありがとうございます。

実際に何件か私、ちょっと高齢者の方とお話もしておるんですけど、もしそういう制度があるんなら貸してもいいよという話も、具体的ではないんですけど、その制度の説明をしてあげますと、そういうふうな話も返って来ております。ぜひこれは、一番いいのは自治会長さんを通じてこういう制度があるよとお知らせするのが一番、市広報等は高齢者の方とかあまり見られませんので、ぜひ自治会長さんを通じてお知らせをいただければと思います。

そして、この制度の要綱の第5条なんですが、提供地の整備及び維持管理は土地提供者または借受人が行うものとし、遊戯施設等の整備についても同様とあります。

しかし、部長がさっきも言われたように、これ、整備するといったら大変な金額、財源が要ることなんですよね。だけど今の現状、私は先ほどから申してますように、考えてみまして、さっきの緑の基本計画も含めまして考えてみますと、本来なら公園や遊びの広場については市が用地買収・整備等、行うべきだと私は思っております。例えば、先ほど地区公園を設置するのであれば、地元負担はないわけでありまして。

そうして考えれば、先ほどの基本計画に基づいて右田地域地区公園を整備すれば、4ヘクタールという大変広い土地を確保しなければいけない、相当な金額がかかるわけです。でも、それをこの制度を活用すれば土地は無償で提供してもらえます。その用地購入費を考えると、整備のみであれば随分と格安に私は公園や遊び場が確保できると思っております。

先ほどもありました昭和62年にこの制度は施行されました。しかし、もう32年もたっている制度であります。時代も大きく変貌しています。特に、時代または現況に即した制度として見直し、今言いました第5条の点につきましても、やはり子どもたちが本当に

必要として求めているものに対しては、制度を見直しするべきではないか。

先ほども5カ所の中はほとんどはかさ上げされたり、造成されたところだと。あれを地域で造成費、管理は当然のことですよ、地域で維持管理をするのは。使わせていただくんですからね。だけど、造成・かさ上げまでやると、大変な金額になります。ぜひこの制度をいま一度、2回ほどこれまでに少しですが見直しがあったと思います。これを機会にこの点を見直していただきたい、そして、さらにこの制度を広めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 三原議員が言われるとおりでと思います。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、財源の問題もございまして、直ちに今やりますということはなかなか申し上げにくいところではございますが、子どもたちの健やかな成長には欠かせないことであろうというふうに思っておりますので、土木都市建設部のほうとあわせまして、緑の計画のほうとあわせまして、これから研究してまいりたいというふうに存じます。

よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） ありがとうございます。

私はよくここで、私の父の教えの中で、欲しいものは我慢しろ、必要なものは借金しても買いなさいということを、何度かここで言わせていただいたことがあると思います。これは欲しいものではなく、子どもたちにとっては必要なものです。

それともう一つ、御存じのように、熊本地方の大震災においては避難場所として公園等の広場が大きな役割を果たしております。

このことも踏まえ、次代を担う子どもたちのために、安心して子育てができる環境整備の施策として、早急に周辺地域への公園設置または遊びの広場の設置を強く要望いたしまして、この項の質問を終わりたいと思います。

続きまして、2点目は、現庁舎の防災対策についてお尋ねをいたします。

現在、新庁舎の建設計画が進められていますが、先ほど防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会が委員会の意見をまとめた新庁舎の建設用地の選定について、その中の総括及び要望で、整備期間が長い駅北公有地エリアを選択しており、第一の課題として新庁舎建設までの間においても災害時の本部機能を損なうことなく、業務の継続が可能となるように速やかな防災拠点としての対策を望むと、現庁舎等の防災対策を求めています。この点につきましてどのような対策を考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

現庁舎につきましては、平成23年度及び平成24年度に実施した第2次耐震診断において、1号館から5号館まで地震の振動及び衝撃により倒壊し、または崩壊する可能性が指摘される結果となりまして、特に1号館については耐震補強が困難との判定を受けております。

このことから、庁舎建設は喫緊の課題であると判断もしておりまして、平成25年度からその検討に着手いたしまして、平成26年度には防府市庁舎建設懇話会なるものを設置しまして、さまざまな立場から幅広い御意見を伺い、昨年8月には防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会を立ち上げ、御議論をいただいているところでございまして、今年度中には基本構想・基本計画を策定することとしております。

このように、庁舎の防災対策につきましては、中・長期的には庁舎の建て替えによって対応する方針としておりますが、御指摘のとおり、建て替えまでには相当程度の時間を要することから、それまでの間の対応が課題となっております。

また、4月に発生した熊本地震におきましては、庁舎の耐震診断結果を受けて建て替えの検討を行ったり、財源のめどが立たず建て替えを先送りしていた自治体の庁舎が被災をしまして、災害対応に支障を生じているケースなども報道されているところでございます。

御質問の新庁舎完成までの現庁舎の耐震対策につきましては、耐震改修工事や仮設庁舎の設置、民間施設を賃借して使用するといったハード面における対応が考えられるところでありますが、いずれも十分な検討が進んでいない状況でございます。

現庁舎の防災対策の重要性は認識いたしておりまして、昨年度実施いたしました新庁舎建設に係る執務環境等調査業務におきましては、現庁舎の防災対策の一つとして、庁内にありますさまざまな備品類の安全対策を、報告書の中に取りまとめております。

いずれにいたしましても、新庁舎の建設までには、整備内容によっては10年以上の期間を要することも考えられますので、現庁舎の防災対策は必要と認識しております。来庁者の安全な避難誘導方策や、先ほど申し上げました執務環境等調査業務における報告結果などを踏まえながら、検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

まず、これは当たり前のことで、こういう質問をするのがおかしいのかなと思いますけ

ど、再度確認ですけど、庁舎を建て替えることになった理由・要因についてお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 御質問にお答えいたします。

庁舎建て替えはやはり60年経っております老朽化、それから耐震補強が不可能である1号館も含めて耐震化をどうするのかということで、建て替えということが大事になったと、そういうことと認識しております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 今、おっしゃいましたように、もう耐震補強が不可能であるということで、先ほど市長の答弁にもありました。倒壊・崩壊の危険性が高いということになっているということでございました。

と考えますと、もし今、熊本地方を襲った震度7、震度6強と同レベルの地震が防府市で発生した場合、庁舎内で職務をとられている職員さん、また、たまたま所用で来庁された市民の皆様方の生命を考えると、想像するだけで鳥肌が立つ思いでございます。

このことを考慮すれば、一刻も早く、市長も言われましたが、新庁舎の建設が待たれるわけでございますが、地震はいつ、何どき発生するかわかりません。

そこでお尋ねをします。現庁舎における現時点での地震対策について、どのような策が講じられているのか、お尋ねします。先ほどの御答弁では、執務環境等の報告書の中に取りまとめて備品等の安全対策を盛り込んでいるということでありましたが、現時点での対策はどのように講じられているのか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 現庁舎での、例えば備品類等の転倒防止対策、これがどこまでできているのかという、まず行動すべき内容でございますが、こちらにつきましては現在のところほぼできてないという状況でございます。

部内で検討した結果、庁舎管理の予算を若干使いながら、まずは対応可能なことからして、壁固定や天つなぎ、突っ張りですね、こういったものの安全器具の購入、あるいは修繕をやっていこうというふうに今年度は考えております。どうしても大規模な予算が必要なもの、あるいは設計が必要なものについては、足りない部分もあるかもしれません、そういったものは新年度予算で財政と協議しながら要望していこうというふうに今、考えております。

それで、一応、来庁者が多い1号館あるいは4号館のロビーや廊下などの通路部分における書庫やパーテーション、こういったものの転倒防止対策を実施するように、指示済み

ではございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 今、何か一部だけをやった、そして財源的なことがあると、正直言いまして、情けない答弁であると。命がお金でかえられるものならかえられたらいいと思いますけど、お金じゃ買えません。本当に今、1号館から5号館、特に1号館で職務をとられる職員さんとよく話しますが、怖いと。いつ私たちは潰れるかわからん状況の中で今、職務をしておりますと。

御存じと思いますが、私は平成25年の9月に地震の際に起こるロックン現象による凶器化するパソコンや――先ほど言いました備品ですよね、パソコンやコピー機、事務機器類やロッカーなどの固定化による安全対策を提案しました。当時の吉川総務部長の答弁は、事務機等が大変な凶器になるということは随分前から認識していました、と述べられ、誠に遅れていると思っていると。急いで改善しなければならない点であり、肝に銘じたと力説されております。

そのことにつきまして、昨年3月にも再度、肝に銘じられたはずの対策をお尋ねしましたところ、全く対処してないという答弁でございました。なぜ、対処されないのか、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） お答えいたします。

確かに、これまでは対処しておりませんでした。しかし、新庁舎の建設に思ったより長くかかるということで、これはもう動かなくちゃいけないということで、部内で話しまして、先ほど言ったつもりだったんですが、庁舎管理のお金、消耗品、修繕料、こういったものがある程度ございます。これをことし早速、もう使うように指示したところでございまして、100万円なり200万円使っていこうというふうに考えております。

安全器具の値段とか、まだこれから調べなくてはいけない部分もございます。そういったもので足りない部分があれば新年度と。あくまで今年度予算を使って、足りない部分があれば新年度、また要求して、安全対策はまずは実施させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 九州・熊本の震災で、宇土市でもう崩壊寸前と、4階部分が押し潰され、そして傾き、いつ崩壊してもおかしくない状態ですが、その教訓を生かして

いるか。今回の一般質問でも派遣職員さんのいろいろ体験談を生かしたいということですが、この宇土市について何かお話があったか、それとも市自体としてああいう状態になった宇土市について、何かお調べになったか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 宇土市役所につきましては、実際には震度6が2回と、熊本自体では7でしたけども、それで耐用年数というか庁舎が建ってからの年数がうちよりも10年短いという状況もしっかり調べております。そんな中で、まさに山口県あるいは防府市がそういった災害になったら人命が失われるんで、こういった必要な対策はすべきだと当然思います。想定外の事態も恐らく起こることも可能性としてはあると思っております。

しかしながら、直下型大地震が起きて、庁舎が現況残さず崩壊するといった仮定の下での対策にはやはりまだ限界があるので、まずはできるところから始めて、それから地震の前、地震の後、こういったものに対してそれぞれ対策についての検討の組織を立ち上げようという話をしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 済いません、再度お尋ねします。

耐震診断で、もう崩れますよ、倒壊します、崩壊しますというのはいつだったのですかね、診断結果が出たのは。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 第1次診断が24年6月、第2次が25年1月でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） もう第2が25年、もう3年経ってるんですよね。これから対策を講じますという、大変残念な言葉が返ってきました。

もう1点、宇土市のことも10年遅れてるというようなお話がありましたが、この状況になったときの宇土市の職員の言葉が大変私は耳に残っております。そういうところも調べていらっしゃいますか。マスコミも報じられました。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 申しわけないんですが、その具体的な言葉は覚えておりませんが、大変怖い思いがして、一刻も早く、そういう計画はあったんですが、計画がまだ実行に移ってなかったことが大変残念であったという話があったと思います。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） もちろん、そういう話もあったと思いますが、これは総務の係長と書いてありました。この人のコメントが、地震はいつ何どき起こるかわからないということを痛感したと。当たり前のことなんですよ。私たちもそうなんです。いつ何どき起こるか誰にもわからない。それを診断からもう倒壊・崩壊という診断が出て3年も経っているのに、これから考えていきますと。先ほど部長の言葉の中に、思ったより長くかかると。庁舎建設は1年や2年で私はできるとは、素人の私でもこのぐらいのことはわかりました。

本当に、再三、危ないんですよ、気をつけましょうと。私は口を酸っぱくして言ってきたつもりでございます。現に先ほど申しましたように、職員さん自体も本当に怖がって、先日もある職員さんと話したら、3号館の廊下にも、ロッカーがいっぱい並んでると。これがもし崩れたら、下敷きになったら怖いですよという話も聞きました。できるところからと言われましたけど、これはできることからじゃなくて、できるところなんですよ。

もうこの質問は3回目です。でも、2回も質問しても一部やったというだけの話であります。もうこれ以上、同じことの質問は、私はしたくはありませんが、先ほど申された職務環境の報告書の中に織り込んでいると。織り込んでいるんじゃないで、もう実行するんだと。これは当然もう実行すべきだと、すべきことだと私は思います。

いつ実行されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 庁舎の防災対策の中で執務環境の問題点を整理した、3点あります。その中で、備品類等の安全対策、このことだと思いますが、このことにつきましては先ほど申しましたとおり、今年度予算で早急に実施します。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） これは、ありがとうございましたというお答えがいいのかどうかわかりませんが、ぜひ、2回同じことを言いました。私は仏じゃありませんけど、何とかは三度とか言いますけど、本当に職員さん、本当に怖がってますよ。

それか、私は思うんですけど、それまでに庁舎の玄関に、ここは倒壊・崩壊する恐れがありますと、そういう危機等には気をつけてくださいと、そんなことはできないとは思いますが、そのぐらいやはり深刻に捉えていただきたい。やはり体験しなければわからないというのも私も思います。そんな大きな、私も地震を体験しておりません。右田地域・小野地域での土砂災害は体験しました。だから、恐らくまちの中の方にはそれがちょっと

ずれがあると思います。だけど、こうして熊本の事例が出ております。そして職員さんも派遣しております。その報告会とか懇談会も必要です。だけど、実行することが一番必要なことです。先ほど早急に実行されるということをございましたので、それを期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、三原議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、19番、久保議員。

〔19番 久保 潤爾君 登壇〕

○19番（久保 潤爾君） おはようございます。「無所属の会」の久保潤爾です。

通告に従いまして、今回は3点について質問させていただきます。御答弁のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1点目の子育て世帯への経済的支援について質問いたします。

防府市においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、子育て支援を1つの重要な施策と位置づけ、子ども医療費支給事業、多子世帯保育料等軽減事業などを予算化され、実行に移されています。都市間競争を勝ち抜くために、子育て支援が重要であることは言うまでもありません。現在の子育て環境を取り巻く課題の一つとして、働き方が多様化し、地域での人とのつながりが希薄化し、核家族化が進んだことで、困ったときに子どもを預かってもらうことが容易でないという状況があります。

そのような状況に対して効果的な事業が、ファミリーサポートセンター事業、ショートステイ、トワイライトステイ事業ではないかと思います。

特に、ファミリーサポートセンターの利用者は平成24年度には延べ人数で1,938人でしたが、平成27年度には延べ人数で3,296人となっており、平成31年度目標のKPIを既に達成しております。それだけニーズがあるということでしょうし、利用者からも好評の声が多いようです。

また、依頼会員と賛助会員の間で新しく地域のつながりをつくることにも一役買っているようで、大変有用な事業であると思います。

ところで、ファミリーサポートセンター事業は、1時間600円から700円の利用料がかかります。2人以上お子さんをお願いする場合は、2人目以降は半額になりますが、3人目が無料になるわけではありません。また、ひとり親家庭に対する減免措置、収入に応じた減免措置はございません。

子育てに対する経済的負担を感じることで少子化の一因ともなっています。国においても子育ての負担が大きいと思われるひとり親家庭・多子家庭世帯への経済的支援を行って

おりますし、市においても重要業績評価指標の一つに子育て家庭の経済的負担軽減施策に対する市民満足度の割合を上げられています。

そこで、お尋ねします。子育てにおける経済的負担を少しでも減じ、防府市が子育てを応援するまちであるという姿勢を子育て世帯に感じてもらうためにも、ファミリーサポートセンターを利用される子育て家庭に対して、今の2人目以降の半額の措置のほかにも減免措置を行われることを考えてみてはどうでしょうか。

ひとり親家庭に関しては、子どもを見るものが自分しかいないということも多く、ファミリーサポートセンターを毎日継続して利用されることになるケースもあると聞きます。長い人で1年間、継続利用した人もおられたようです。

こういったひとり親家庭の負担軽減のために、利用料の減免を行ってはいかがでしょうか。

また、多子世帯に関しても2人以上のお子さんが利用する場合には2人目は半額になりますが、3人目が無料になるわけではありません。多子世帯に対する支援策の一環として、3人目からは利用料無料にするということを考えてはどうでしょうか。

また、収入に応じた減免措置も考えてみてはと思いますが、いかがでしょうか。

次に、トワイライトステイ、ショートステイ事業についてです。こちらには収入に応じた減免措置がありますが、ひとり親家庭・多子世帯家庭に対しての減免もあわせて行っただけでいいでしょうか。お尋ねします。

最後に、これは直接的な子育て支援事業ではありませんが、子育て家庭への経済的な支援という意味で、ルルサスの親子ふれあい広場、図書館を利用される子ども連れの御家庭に駐車券を配布することを考えてみてはいかがでしょうか。1時間以上滞在すると駐車料金が発生するので、ゆっくりできないという声を何件か聞いたことがあります。金額的に大きな支援ではありませんが、これも市は子育て世帯を応援しますという姿勢につながるのではないかと思いますし、子どもが本に触れ合う時間が長くなることによる教育的効果、若い世代がルルサスに滞在される時間が長くなることによる効果も期待できるかもしれません。

このような経済的支援についてはいかがでしょうか。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、ファミリーサポートセンター利用料についてでございますが、御承知のとおりフ

ファミリーサポートセンター事業は、子育ての支援を受けたい方と、子育ての援助を行いたい方が会員となりまして、お互いに助け合うものでございます。事業に対する市民ニーズも年々高まっておりまして、平成27年度の利用回数は3,296件となりまして、今後とも増加していくものと見込まれます。

その利用料でございますが、平日昼間は1時間600円で、複数の子どもを預ける場合は、2人目以降半額の300円となっております。

御提案の利用料助成制度でございますが、県内では下松市と長門市が取り入れておりまして、下松市はひとり親世帯等に対して1時間当たり200円を助成し、長門市は全ての利用者に対して平日昼間であれば1時間当たり100円を助成しておられます。

本市におきましても利用しやすい環境整備のためには経済的負担の軽減が必要と考えております。子育てへの負担が大きいひとり親世帯や多子世帯に対する利用料減免につきまして、国の補助制度もございますので、他市の動向を注視しながら調査・研究してまいりたいと存じます。

次に、子育て短期支援事業、いわゆるトワイライトショートステイについてでございますが、この事業は保護者の育児疲れや家族の入院・冠婚葬祭・恒常的な夜勤勤務や休日出勤等の理由により利用される制度で、児童養護施設において生活指導、食事の提供、一定期間の養育・保護を行うものでございます。平成27年度の利用件数は、トワイライトにつきましては12人が167日間利用され、ショートステイにつきましては3人が13日間利用されております。

本市では低所得者の方が利用しやすくなるよう、平成27年度から市民税非課税世帯におきましては利用者負担を半額に、生活保護世帯におきましては利用者負担を無料にするよう、制度改正を行ったところでございます。

さらに、育児支援者の少ないひとり親世帯や利用料金が高額になる多子世帯が気軽に利用できるよう、負担額の軽減についても調査・研究してまいりたいと存じます。

次に、子育て家庭への経済的な支援という意味で、ルルサス防府の親子ふれあい広場、図書館を利用される子ども連れの御家庭に駐車券を配布してはどうかとの御質問でございますが、現在、御利用いただいております「天神口パーキングルルサス」は、防府市と民間企業が出資した第3セクター防府地域振興株式会社が所有しておりまして、駐車場のサービスのあり方と料金の負担方法については、施設利用者の負担をできるだけ軽くするとともに、周辺の駐車場経営を圧迫しないことを条件として、所有者と商業者、市関係部署が協議した結果、防府市と商業者が防府地域振興株式会社へ1時間分の駐車場使用料を支払うことで、どなたでも1時間までは無料で御利用いただけるものとなっております。

つきましては、駐車場利用に対する受益者負担や親子ふれあい広場や図書館利用以外の目的で来場される方とのバランスもございますので、研究ばかりで申しわけありませんが、御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○19番（久保 潤爾君） 御答弁ありがとうございました。

全て調査・研究ということで、減免に関してはちょっと難しいということであると思いますが、子育てを取り巻く環境というものが大きく変わってきているということ、具体的には、かつては三世同居の家族も多かった。また地域での結びつきも今よりも強く、困ったときに子どもを見てくれる目がこちらも多かったと。それが、現在では核家族化が進行し、地域での結びつきも加速度的に失われ、また高度経済成長期とは異なって、先行きの不透明感が強く感じられる時代の中で、子どもの将来に対する心配も加わり、親の子育てへの負担感が大きくなっているということをしかりと考えていただきたいと思います。

子育てと言いますのは、尊い営みであって、また子どもの成長に伴う喜びもあるものですが、楽しいばかりのものでは決してなく、ときには苦しさ・辛さも伴うものであると思います。その苦しさ・辛さを今、上げました社会生活の変化の中で、より強く感じておられる保護者の方も多いのではないかと思います。

その中で、さらにひとり親家庭・多子世帯家庭となると、負担感は増幅されることとなると思います。そういった方へ行政が少しでも支援していくことは、防府市の将来のためにも大切なことではないかと思います。

先ほどの市長の御答弁の中にもございましたが、今回、質問に上げました事業は、育児疲れという言葉がございましたけど、保護者が自分の時間を持つことによって、気持ちをリフレッシュするという目的でも利用可能でございます。現在、子育てを取り巻く社会環境の中、保護者の方のこういった利用の仕方は増えていくと思いますし、またそういった自分の時間を持つことは気持ちの余裕につながり、子育てに前向きに取り組んでいくことにつながるものです。

そういった意味で、今回、質問しました事業は大変重要な事業でありますし、経済的負担を軽減し、より利用しやすい形にしていくことが必要であると考えます。

ファミリーサポートセンターのひとり親家庭の減免措置を行われている自治体の事例は、先ほど少し事例を提示していただきましたけど、多くあると思います。ぜひそれらを参考にさせていただきたいと思います。

また、多子世帯への支援を行っている自治体も数多くございます。一例ですが、静岡県

藤枝市は、多子世帯子育て応援カードというものを発行され、これを提示することによって、市内施設の入館料や利用料の減免を受けられるという、そういう施策も行っておられます。

調査・研究をされるということでしたけれど、さっき述べましたような、現在の子育てを取り巻く社会環境と今の子育て世帯が感じること、必要としていることをしっかりと調査されて、ほかの自治体の政策も研究されて、子育て世帯への経済的支援策を検討していただきたい旨要望いたしまして、この項の質問は終わります。

続きまして2点目、児童・生徒のスマートフォン・携帯電話の使用について質問いたします。

児童・生徒のスマートフォン等の携帯情報機器の所持率は年々伸張し、平成26年の文科省の全国学力学習状況調査によると、山口県の中学3年生の所持率は73.9%となっています。この数字は今後も上がっていくと思われませんが、このような携帯情報機器は御承知のとおりSNS使用によるトラブルやいじめ、課金制のゲームによる多額の請求、長時間使用による依存症など、使い方次第では子どもの将来に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

児童・生徒・保護者に携帯情報機器の正しい使い方を伝え、身につけてもらう情報モラル教育は、今後ますます重要なことになってくると思います。

防府市では第四次防府市総合計画において、青少年の健全育成を施策とし、そこでは情報モラル教育への取り組みと推進がうたわれており、平成28年度予算では青少年活動諸事業の一つとして情報モラル教育事業が予算化されました。

そこで、お尋ねいたします。まず、今年度予算に計上されている情報モラル教育事業の取り組み内容について教えてください。そして、この事業を受けて学校・家庭・地域の中で今後、どのように情報モラル教育に取り組みられて行くおつもりなのか、お聞かせください。

次に、「防府市児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」についてお尋ねします。

この指針の作成後、どのように活用されたか、内容の見直し、実効性の検証をされたのか、そして今後の活用の方針についてお聞かせください。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、児童・生徒のスマートフォン等の所持率は年々増えてきておりま

す。このような状況下において、子どもたちがネット上でのいじめやインターネットを利用した犯罪などの被害に遭わないように、また加害者とならないよう、情報モラルについて教育することや啓発していくことは、大変重要であると考えております。

平成27年5月には、教育委員会と防府市青少年育成市民会議の連名で、「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」についてのパンフレットを各小中学校PTAへ配布するとともに、市のホームページにも掲載し、また防府市青少年育成市民会議が発行する機関紙「はばたき」にも記事を掲載し、保護者の関与がいかに重要であるかについて周知、啓発を図っているところでございます。

しかしながら、本年4月に警察庁が発表しました平成27年中のコミュニティサイトに起因するネット問題事案の被害児童数は1,652人で、平成20年以降増加傾向にあり、被害児童のうちフィルタリングを利用していなかったものは94.8%と、情報モラルに対する警鐘ともとれる数値が報告されております。

このような大きな社会情勢の変化を受け、情報モラルについて家庭・学校・地域・行政・関係機関が連携した取り組みを推進するため、本年3月に改訂いたしました本市の最上位計画である第四次防府市総合計画に、新たに施策を牽引するため、情報モラル教育の推進をリーディング事業として掲げたところでございます。

取り組みの内容でございますが、山口大学地域未来創生センターと本市教育委員会との連携協定に基づき、家庭教育の観点から、同大学の教育学部へ委託し、保護者を対象とした啓発のための研修教材を作成したいと考えております。

本年度につきましては、実態把握のために児童・生徒や保護者を対象としたアンケート調査の実施とその調査結果の分析及び調査報告書の作成を行うこととしております。

その後、分析の結果で判明した課題等を洗い出し、情報モラルを高めるための教材の作成、教材を用いた研修等の実施、研修による効果の検証、検証に基づく教材の精査など、PDCAサイクルによる事業とする考えでございます。

情報モラルを高めるためには、学校教育はもとより、児童・生徒の生活基盤となる家庭における教育が何より大切であり、保護者の皆様の御協力なくしてはその向上を図ることはできないと考えております。

教育委員会といたしましては、今後、児童・生徒、青少年の健全育成を図るため、家庭教育と学校教育の両面から情報モラル教育に取り組んでまいります。

次に、「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」の活用についてでございますが、本指針は平成26年12月に防府市PTA連合会、防府市小・中学校長協会、防府市教育委員会が協議を重ね、定めたものであり、毎年見直しをすることといたしております。

指針では、最初に携帯電話等を持たせることが本当に必要なのかについて、家庭において検討され、必要と判断された場合には、保護者の監督責任において使用させることを求めています。

その上で携帯電話の所持や使用について、各学校や家庭で話題にしてもらいたいとの考えから、保護者や児童・生徒に気をつけてほしいことが書かれております。

この指針を受け、市内の学校では携帯電話やスマートフォンを使った誹謗中傷によるトラブル、いわゆるネットいじめを防止するための標語やポスターを制作する、「いじめゼロキャンペーン」の取り組みが進められております。

また、携帯電話を持たせる上での問題点や家庭内でのルールづくりについて、保護者からの情報を得るためにアンケートを実施し、家庭との連携を深めている学校もございます。

さらに、学校運営協議会で話題として取り上げ、携帯電話やスマートフォン、インターネット等を使用しない「ノーメディアデー」を設定した学校もあります。

なお、ほとんどの学校でPTAと連携し、情報モラルに関する講演会を実施しており、子どもと保護者が一緒に専門家から話を聞き、考える機会を設けております。

次に、実効性の検証についてでございますが、指針の活用状況についてのアンケートを実施しましたところ、昨年度と比較し、携帯電話に関する問題の発生件数が減少しております。また、携帯電話を持たせることについて考え直されたり、決まりや使い方などを見直された保護者が増えているとの報告もあることから、この指針の効果が着実にあらわれてきていると考えております。

教育委員会といたしましては、家庭や地域との連携した取り組みが今後、さらに広がるとともに、より多くの方に知っていただくために、この指針を市のホームページにも掲載したところです。

先ほども申し上げましたが、子どもたちがネットでの被害者や加害者にならないように、今後も家庭・学校・地域が連携し、本指針をもとにしたより実効性のある取り組みと検証を進めていきたいと考えておりますので、御支援、御協力のほど賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申しました。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○19番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

私、これ3回目の一般質問だと思うんですけど、その中でも保護者の方への啓発といいますか、そういったことにぜひ力を入れてほしいということをお願いしてまいりまして、今、お話聞く中で、家庭教育という言葉が何度も出てまいりました。保護者の方へのそう

いった情報モラル教育へ、周知・啓発のほうに力を入れておられるようで、大変ありがたいと思っております。

また、携帯電話利用指針に関してもしっかりと見直しをされて、そしてまた学校教育の現場でも効果があらわれてるということで、ぜひ今後も今の方針で見直し、そしてまた実行、その検証を続けていっていただきたいと思うところでございます。

その中で、いじめゼロキャンペーンというのにつなげた学校があるというふうに言われたかと思うんですが、これ、何校ぐらいですか。全校ではないですね。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 済みません。今、いじめゼロキャンペーンについての、何校かという校数についてはちょっと手元に持ち合わせておりませんが、後ほどコメントさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○19番（久保 潤爾君） それと、こういう携帯情報機器というのは次々新しい問題が起こるわけですが、今、はやりのLINEとかですと、小学生が有料スタンプ欲しさに見知らぬ者とLINEのやり取りをして、子どもにふさわしくないアプリケーションをダウンロードさせるであるとか、あるいはさっきフィルタリングをかけてないで犯罪に巻き込まれるという話もありましたけど、最近、Wi-Fi接続というのが大分定着しまして、フィルタリングの内容によってはWi-Fi接続だとフィルタリングが効かないという場合もあったりするというふうに、どんどん話が、情報が変わっていきます。どうぞそういったところもしっかりと教育委員会のほうも把握された上で、また指針のほうに役立てていっていただきたいと思うところでございます。

1つ、ちょっと提案をさせていただきたいので、お願いいたします。

国府中学校の取り組みについて、御紹介といたしますか、させていただきたいんですが、学校教育課のフロアの壁面に国府中携帯使用宣言という、生徒が作成したポスターが貼ってあります。その中身が、生徒の宣言として、21時以降携帯電話は使用しない、携帯電話で人の嫌がる書き込みをしないなど、5つの宣言が記されています。保護者の宣言には、SNSの特性や危険性を理解し、家族で話し合う。家庭で使用に関する具体的な約束を決める。地域と一体となって子どもを携帯電話に関する事件から守るなど、4つの宣言が記されています。

このポスターを見て、取り組み内容に興味を持って、国府中学校に作成の経緯を教えていただいたところ、作成当時、やはり携帯情報機器によるトラブルが増えている、生徒会でこの問題について話し合い、生徒が、生徒会が主導して使用方法についてルールを考え

て、その流れの中で、保護者もこの問題の対応について熟議する場を設けて、この宣言が
つくられたということです。

この宣言ができる前は、中学校で20件ほどトラブルがあったそうですが、宣言の作
成後はトラブルの件数が3件程度までに激減したということでした。

また、御承知かもしれませんが、あのポスターですね、校区内の店舗に掲示してありま
す。校区内の店舗に掲示をお願いして、地域の方にもこの取り組みを周知し、宣言内容を
共有してもらったということでした。

この取り組みで、先ほど保護者ということがよく出てきましたけど、これは生徒・保護
者が主体となって、当事者意識を持ってルールを考えることで、自分たちで決めたことだ
から守っていこうという意識が恐らく強く発揮されたのではないかと思います。

また、地域の方も巻き込んで、中学校で起きている問題を理解してもらい、生徒の健全
な成長につなげようとしておられる。そしてトラブルの大幅な減少にも寄与したというこ
とで、大変すばらしい取り組みであると思います。

このようなすばらしい取り組みが行われてるということを市内の小中学校に周知し、各
学校それぞれ問題の形が違うと思いますけど、問題に合わせた形で児童・生徒、保護者、
特に保護者が当事者意識を持って、主体的に携帯情報機器の正しい使用について取り組ん
でいくことを促していったらどうかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、国府中学校のすばらしい取り組みについてしっかり御披
露していただきましたこと、誠にありがとうございます。

市内各学校ではこの国府中学校だけでなく、最近ではいろんな取り組みをしています。
しかしながら、今、改めてその大切さについて御指摘いただきましたので、また今後、さ
らにそれぞれの取り組みについて充実、深めていくように、私ども指導してまいりたいと
思っております。

あわせて先ほどのいじめゼロキャンペーンの校数ですが、現在、佐波中学校でこのいじ
めゼロキャンペーンを行っております。

今のところ1校ということですが、これもいわゆるいじめというのは絶対あってはなら
ないということで、いじめゼロ100%を目指すという指導をしていますので、各学校とも
そうした思いはありますが、こうしたキャンペーンということでは、佐波中がやっている
ということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○19番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

市内のほかの学校でも取り組みがこういうふうにできてきているということでしたので、ぜひ広げていっていただいて、先ほど申しましたけど、携帯情報機器の機能の進歩というのは非常に早くて、次々に新しい問題というのが出て来るわけですね。だから、新たな問題に対して素早く対応することと、もう一つ、先ほどの国府中ですけど、防府市の携帯電話利用指針ができたころにあのポスターはつくられたんですね。つくった当時は、やっぱりそれなりの効果は発揮してたんですけど、しばらくやっぱり、ちょっと、それができてからしばらく放置じゃないと思うんですけど、なかなかそれについて取り組んでいくということが、ちょっと冷却期間みたいなのがあったと。この前お電話したときに、情報モラルの講演会を聞いて、改めてもう一回、考え直さなきゃいけないというふうに思われたというふうに言われてました。だから、継続的に取り組んでいくということが、やはりこれが大切なことじゃないかと思います。

子どもたちの未来のために、情報モラル教育に今後もぜひしっかりと取り組んでいっていただくよう要望いたしまして、この項の質問は終わります。ありがとうございます。

それでは、最後の項目の、法定外公共物の維持管理について質問いたします。

これまで法定外公共物については、自治会の取り組みにより維持管理がなされてきましたが、少子高齢化の波の中、これまでどおりの管理が難しくなっている地区が出ています。

また、生活様式の変化から来る地域コミュニティ機能の減退により、こうした維持管理活動に出てくださる人の固定化が進み、メンバーが高齢化し、現在は維持管理ができていても5年後、10年後にはできなくなるのではないかと危惧されている自治会も多くなっているのではないかと思います。

一方で、行政もこうした少子高齢化、生活様式の変化から来る問題に対し、予算を措置しようにも扶助費の増大が見込まれる一方で、人口減少に伴う税収の減が予測され、また要望も多様化する中、こうした問題に対応することが年々難しくなっていくのではないかと思います。

このように、将来、地域にも行政にも重くのしかかってくるであろう法定外公共物等の維持管理をどのようにしていくつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えします。

法定外公共物は、議員御承知のとおり、道路法や河川法等の法令が適用されない道路、河川、水路等のことで、いわゆる赤線・青線と称されるものなどがございます。この法定外公共物は国の財産でしたが、地方分権一括法により市に譲与されたことで、防府市法定

外公共物管理条例を制定し、平成17年4月から市の財産とされたところでございます。

御質問の法定外公共物である道路や水路の草刈り、泥上げなどの通常の維持管理は、従来からこの道路や水路を利用されます地域の皆様をお願いをしておるところでございます。議員から御指摘をいただきましたとおり、今後、増大する行政需要の全てを市が単独で処理することは難しいと考えておりますので、法定外公共物の維持管理につきましては、引き続き地域の皆様の御協力をいただきたいと思いますと考えております。

しかしながら、少子高齢化などにより、いわゆる赤線・青線の適正な維持管理が地域の皆様の負担となりつつあることも認識いたしております。市といたしましては、法定外公共物の補修に係る真砂及び砕石等の原材料を支給してまいりましたが、これに加えまして平成27年度から新たに自治会で行う草刈り作業について、草刈り機の替え刃と混合油の支給を行っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○19番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

過去にも先輩議員が同じような質問をされているかと思えますし、内容としても恐らく同じような御答弁じゃないかと思えます。だから、基本的には市のほうから今のような補助のものはあるけれど、原則としては地域の方で対応していつてもらいたいという、そういうことでよろしいでしょうか……。わかりました。

少し、ちょっと違った視点から、少し提案をさせていただきたいと思えます。

今回、この点について質問をさせていただいたのは、この問題が現在、行政と地域が抱えるさまざまな課題、これを典型的に内包していると考えたからです。

その問題とは、質問の中で申しましたように、地域においては少子高齢化、地域の結びつきの低下から来る地域コミュニティの衰退、行政においては住民からの要望の多様化、財政の厳しさなどです。それらの問題がある限り、法定外公共物のことだけに限らず、地域と行政が抱える問題はこれからも増えていくのではないかと思います。

御答弁にあったように、地域でのいわゆるボランティア的な対応を求め続けていきますと、5年、10年後にはこういった問題に対して地域・行政ともに解決が立ち行かなくなるのではないかと思います。

そういった問題の解決策の一つとして提案をさせていただきたいと思えます。

それは、コミュニティビジネスの推進を行うということです。コミュニティビジネスについては御承知の方もおられるかもしれませんが、説明をさせていただきます。

コミュニティビジネスとは、先ほど述べましたような、現在の社会情勢から来る地域の

社会的課題の解決のために地域住民みずからが当事者意識を持ち、問題解決に当たってビジネスとしての事業性を確保することによって収益を上げ、その収益で地域の問題に継続的に対応していくものです。

通常、ビジネスというと収益を上げることが第一の目的となりますが、コミュニティビジネスは地域の課題解決が第一の目的であり、収益を上げることは課題の解決を継続的に行えるようにするための手段となります。

地域の諸問題に対して御答弁にありましたように、行政が全て対応していくことには限界がある。民間企業が参入するには採算が合わない、地縁組織は活動する人が限られてくる、ボランティアでは継続性・安定性に問題がある。そういった問題をクリアする可能性があるのが、このコミュニティビジネスという考え方ではないかと思えます。

地域のことは地域で解決していく。その活動の中で収益を上げ、その収益をそのほかの地域の課題解決に使っていく。このようなビジネスモデルを構築できれば、地域の課題解決とともに地域に眠っている人材を掘り起こし、新たな地域のつながりも生まれ、地域が活性化していく。また、地域で稼いで、その収益が地域に還元されるので、経済の地域内循環ができ、雇用の創出にも期待ができます。

具体的な事例を御紹介しますと、三重県の名張市、梅が丘自治会連合会がコミュニティビジネスの考えに基づき、地域の除草作業で年間600万円の収入を得ています。600万円の内訳は、名張市からの公的な場所での除草作業委託料が360万円、残りの240万円は地域内の民間所有の空き地の草取り作業の受託料で、こちらは自治会が空き地所有者と契約して受託したもので、行政からのお金ではありません。この収入を生かして今回、質問で取り上げましたような箇所除草も行われているようです。

また、この地域は路上駐車が多いという問題があったようですが、空き地を活用して駐車場事業を行い、この収益も黒字であるようです。

この梅が丘自治会では、地域の特性もあったのですが、除草事業と駐車場事業が収益事業として成立しました。そして、この収益を地域の福祉・防災に役立てられているようです。

このように、地域内での問題をビジネス的手法で解決し、そこで得た収益は地域のほかの社会的問題の解決に充てていくというのが、コミュニティビジネスの基本的な考え方です。

次に、大阪の箱の浦自治会まちづくり協議会の取り組みを御紹介します。

恐らくここは、いわゆるニュータウンというところだと思うのですが、全国のニュータウンで起きている問題と同じく、ここでも高齢化率は極めて高く、お年寄りがすることが

ない、行くところがないと団地の中をさまよっておられるのを見て、地域の人たちが誰でも気軽に訪れることができる居場所づくりをしようとされたのが、活動のきっかけです。

団地内にあった空き事務所を改装してサロンにし、1杯100円のコーヒーを提供する形で始めたところ、大盛況で、家賃・固定資産税を払ってもなお余剰金が出るという収益事業となったそうです。

また、サロンでは、お年寄りがソーシャルワーカーに医療・介護・福祉の相談をし、それに対する適切なサービスを紹介したり、高齢者の日常生活のちょっとした困りごとをワンコインで解決するお助け隊というサービスも実施しています。

そして、この地域では、いわゆる買い物難民の支援のため朝市を始めたところ、こちらも大盛況で、人が人を呼び、趣味でパンを焼く人や陶芸品をつくる人も出店し、出店料や販売代行手数料などで収益を上げているということです。

また、らくらく送迎という、最寄り駅まで住民を運ぶデマンドタクシーのような事業もやっておられます。ただし、こちらは赤字事業であり、先ほどの収益事業で穴埋めをしていると思われませんが、らくらく送迎のほうも広告収入などで黒字化を目指されているようです。

この箱の浦は高齢者福祉という視点から出発し、その事業化に成功することによって、買い物・交通といった新たな地域課題を見つけてそれをさらに事業化し、行政に極力頼らず、継続的に地域課題を解決しようとされており、コミュニティビジネスの手法が規模は小さいながらも成功している事例であると思います。

このほかにも地域活性化のために地域の方のネットワークを活用し、定期的に朝市とサロンを開設し、地域のにぎわい、新しい人とのつながりをつくるとともに、その収益を防災倉庫の備蓄品の充実につなげている事例、耕作放棄地を活用して農業の再生事業を行い、収穫物を地域内で加工・販売するとともに、趣旨に賛同する企業の社員研修を行う場所として都市と農村のつながりをつくり、年間の売上高が約5,000万円を計上し、地域での若者定住、雇用を生み出しているなどの成功事例があります。

このように、規模の大小はあれ、地域の問題を地域で解決することで、収益を得て、それをさらにほかの地域の課題解決及び地域の活性化につなげている事例があります。

また、これらの事例に共通するのは地域にある問題、例えば除草・空き家・空き地・高齢者福祉・耕作放棄地といったものをビジネスチャンス、あるいは地域資源と捉え、それらを持続的に解決していくために収益事業化する、つまりビジネスの手法を取っていることです。

ただし、これらの事例はいずれもそのコミュニティにおいて、地域の問題を行政任せで

はなく、自分たちで解決したいという機運が醸成されていたという共通点があります。まずはそのような機運を醸成することから始めなければならないとは思いますが、そのような機運が醸成され、防府のどこか一地域で成功例があらわれれば、他地域にも波及し、それらの地域が問題の解決をみずからで行うことによって、地域が活性化し、それが防府全体の活性化につながっていくのではないかと思います。

また、行政と地域の関係も真の意味での協働になっていくと思われ、地域・行政ともに大きなメリットがあると考えます。

今回は、ちょっと質問の仕方が悪くて、直接にこのコミュニティビジネスについての質問ではありませんので、こういった考え方を今後の市の政策の中に位置づけていかれるかどうかは問いません。あくまでも少子高齢化社会のもと、増大していくであろう地域問題の解決のために、こういった方法もあるのではないかとということを当局に提案するということにとどめたいと思います。

しかし、1点だけ、コミュニティビジネスと言いますのは、御紹介したとおり、その名のとおりビジネスでありますから、これを始めるということは業を起す、起業することでもあります。現在、市においては産業振興部で創業支援を行われていますが、コミュニティビジネスは、普通は事業化を考えないような隙間を狙った起業とも捉えることができるわけでもあります。コミュニティビジネスという視点からの創業支援も考えてもよいのではと思いますが、産業振興部、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） では、雇用の創出の観点から、簡単ではございますが御答弁申し上げます。

まずは、6月3日、中小企業の振興会議に議長、久保議員の傍聴をいただきましたことを感謝申し上げます。その会議の中でも委員のほうから、コミュニティビジネスではないんですが、ソーシャルビジネスの紹介がされ、そこで新たな雇用とか新たな事業が展開する可能性がありますよという形が提言されました。先ほど議員から紹介されたコミュニティビジネスですけど、これはソーシャルビジネスと内容が大分重なる点が多々あるんですよ。ですから、そういう新たな雇用とか、それから地域内循環という観点から、今後の中小企業の振興会議の中でもこれ、重点的に協議したいなと思ってます。

それから、8月1日になりますが、デザインプラザ1階にインキュベーションシステムを取り入れた創業支援センターをまた新たに開設いたします。その中でも一つの事業手法ということで、鋭意検討したいと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○19番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。インキュベーションシステムの中でも検討していただけるということで、大変ありがたいと思います。

おっしゃるとおり、コミュニティビジネスとソーシャルビジネス、大変同じと言いますか、ソーシャルビジネスがちょっと大きい、その中にコミュニティビジネスがあるというような理解でいいと思いますけれど、あくまでも私、今回、地域の課題の解決のためということで一つの案を提示したわけですが、中小企業振興の中からそれが地域課題解決につながっていくのであれば、これは大変いいことだと思いますので、今回はちょっと質問の仕方が悪かったので、また内容を改めて問うていきたいと思いますので、今回はそういったことに、インキュベーションシステムの中に取り入れていただけるということで、まずはありがたいと思っております。

そして、また、一応、今回、こういう形で当局に提案させていただきましたので、こういう考え方もあるよということを、地域課題の解決とともに少し頭に置いていただければなど、そういったことを要望いたしまして、私の今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、久保議員の質問を終わります。

少し早いようですけれども、ここで昼食のため13時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時 開議

○副議長（山田 耕治君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事を進行させていただきます。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、14番、山本議員。

〔14番 山本 久江君 登壇〕

○14番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。

通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。執行部におかれては、誠意ある御回答、どうぞよろしく願いをいたします。

質問の第1点は、子育て支援についてでございます。

最初に子ども医療費支給事業の対象を中学生まで拡大することについて、お尋ねをいたします。

人口減少社会が到来し、少子化の進行は子ども自身の健全な成長への影響だけではなく、

人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少など、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されております。

若い世代が結婚・子育てに希望を持ち、将来を担う子どもたちが健やかに育って行く環境を整えることは、活力ある社会を形成する上で欠かせないこととございます。少子化の原因の一つに、働く女性が増加しているにもかかわらず、働きながら安心して子どもを産み育てられる環境が十分に整っているとは言えず、子育ての経済的負担は大きく、子どもの医療費負担も大きいものがございます。

防府市では昨年10月より子どもの保健の向上に寄与するとともに、子どもの福祉の増進を図る、こういう目的で小学校6年生までの全ての子どもたちの医療費が無料となっております。このことは多くの市民の方から大変喜ばれております。それは、病気の早期発見・早期治療のためにも、子どもの心身の健全な発達を促すためにも、医療費の心配なく、安心して医療が受けられるからでございます。

そこでお尋ねをいたします。子どもたちの健やかな成長を願い、より安心して子育てができる環境をつくり、若い家庭の子育てを応援していくために、義務教育終了まで、すなわち中学生にもこの事業を拡大できないか、お伺いをいたします。

厚生労働省が平成26年4月1日現在の全国の市区町村の乳幼児等医療費に対する援助の実施状況を調査・公表をいたしておりますが、これを見ますと、実施した1,742自治体のうち、中学生以上までを対象としている自治体が、通院の場合は1,134自治体、入院の場合は1,370自治体と、圧倒的に多くなっております。我が市においても義務教育終了までを視野に、ぜひこの事業の拡充を図っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

第2点目は、子育て世代包括支援センターの設置についてでございます。子育て世代包括支援センターは、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略などにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、概ね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すとされているものでございます。

センターは次の3つの点を満たすべき基本3要件としております。

第1に、妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を生かして、必要な情報を共有して切れ目なく支援すること。第2に、ワンストップ相談窓口において妊産婦・子育て家庭の個別ニーズを把握した上で情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援をすること。第3に、地域のさまざまな関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源

の開発を行うこと、このようになっております。

既に市ではまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、仮称子育て支援センターを設置するとしておりますが、その概要についてお尋ねをいたします。すなわち開設時期とセンター設置の場所、どこになるのか。また、子どもの育つ家庭で直面する困難というのは、乳幼児期・学童期・思春期、さまざまに違いがありますが、その多様性にかみ合った支援の体制、スタッフが必要となります。どのような体制を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

国もセンターの全国展開に向けて、市町村の取り組みを一層推進することを目的に、各地の取り組みを紹介しておりますが、地域それぞれの特徴がございます。防府市としてどのようなワンストップ拠点を目指しておられるのか、お答えをお願いをいたします。

3点目は、老朽化した児童館への対策についてでございます。市内4カ所の児童館は、児童の健全な育成を行う目的で、遊びや児童館行事を通して集団的または個別的に指導が行われ、児童の情操教育や体力増進を図るため、さまざまな取り組みが行われております。運動遊び、造形活動、伝承遊び、季節行事、イベント活動など、それぞれの行事に目的・指導内容を明確にしながらか、わくわくするような取り組みが行われております。登録の子どもたちは4館あわせて500人を超え、毎月発行される児童館だよりも大変好評でございます。

一方、留守家庭児童クラブは、各小学校の留守家庭児童学級と同様、留守家庭児童に必要な保護及び指導を行い、健全な育成を図るため設置されておまして、保育の充実が図られております。月曜日から土曜日まで、毎日利用され、子どもたちにとっても、また働く親たちにとっても、なくてはならない施設となっております。

ところが、こうした児童館、留守家庭児童クラブが設置をされております市内4カ所の福祉センターは、老朽化が極めて進んでおります。防府市公共施設白書によりますと、宮市福祉センターが昭和41年度建設、右田が昭和50年度、牟礼が昭和51年度、玉祖が昭和52年度の建設となっております。宮市の場合、建設から50年が経過をしようといたしております。しかも耐震改修がなされていない状況でございます。市の子育て施設の中で最も古い建物である宮市福祉センターをはじめ、各福祉センターの老朽化対策が急がれます。

安心して子どもたちが利用できるように、一日でも早く取り組んでいかなければならない課題ではないでしょうか。執行部におかれてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○副議長（山田 耕治君） 14番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市では平成27年10月から子ども医療費支給事業として、小学校卒業時までの医療費助成を開始いたしました。この事業は県内他市に先駆けて所得制限を設けることなく、通院費及び入院費の無料化を実施したもので、新たに約6,200人の児童が助成の対象となり、子育て世帯の経済的負担の軽減に大いに貢献していると認識しております。

また、昨年度末に保護者に対して実施しましたアンケート調査におきましても、約95%の保護者から、制度が始まってよかったと思うという回答を頂戴しております。

議員御質問の、子ども医療費支給事業の対象を中学生まで拡大することについてでございますが、昨年策定いたしました防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目のない支援を充実し、子どもを生き育てやすい環境を創造することを目標の一つに掲げ、具体的な取り組み内容として、延長保育や一時預かり事業等による保育サービスの充実、留守家庭児童学級の開所時間の延長による放課後児童対策の充実、ファミリーサポートセンターの活用による相互援助活動の支援、多子世帯への経済的支援として保育料の軽減や出産祝い金などの制度の創設、そして助成対象の拡大による子ども医療費に対する支援拡充を上げておるところでございます。

この総合戦略に基づき、さらに子育て世帯への支援を行うため、制度の拡充は必要と考えておりますが、まずは昨年度から実施いたしました小学校無料化の事業の検証を行い、財政的な面も踏まえ、他事業との優先順位も考えながら、さまざまな角度から考えてみたいと思っております。

次に、子育て世代包括支援センターの設置についてでございますが、子育て世代包括支援センターは、子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つで、関係機関と連携し、妊娠・出産から子育て期にわたる総合的な相談支援を行うワンストップ窓口で、今般の母子保健法や母子福祉法の改正により、市町村はその設置に努めるものとされたところでございます。

国におかれましては、子育て世代包括支援センターは、保健師等の専門性を生かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関、療育機関につなげる母子保健型と、当事者目線で相談支援を行い、子育て支援に係る施設や事業等の利用につなげる基本型、また保健センターの事業をどのように組み合わせるかは、地域の実情に応じて、各市町村が選択することとしています。

現在、市では国が示したガイドラインをもとに平成29年度中の設置に向けて、その実施形態や相談体制、規模、設置場所などについて検討を行っております。

現時点では、開設時期やその体制などについて具体的にお答えすることができませんが、全国の優れた先行事例を参考にしながら、平成29年度のできるだけ早い時期に開設をしたいと考えております。

次に、3点目の、老朽化した児童館への対策についてでございますが、児童館は健全な遊びを通して子どもの心身の健康を増進し、情操を豊かにするための児童厚生施設でございます。本市には宮市児童館、右田児童館、牟礼児童館、玉祖児童館の4館があり、4館ともに福祉センター内に設置しております。

現在の建物の経緯につきましては御存じのとおりでございますが、宮市福祉センターは昭和41年度に設置、昭和48年度に児童館を増築しており、平成6年度には大規模な改修を行っております。また、右田福祉センターは昭和50年度に新築、平成11年度に大規模改修、牟礼福祉センターは昭和51年度に新築、平成12年度に大規模改修、そして玉祖福祉センターは昭和52年度に新築、平成13年度に大規模改修を順次行っているところでございます。

このように、4館とも平成に入り、一度は大規模な改修を行っておりますが、その後に実施いたしました耐震診断により、宮市福祉センターと右田福祉センターの一部について、耐震改修が必要と診断されております。

議員御指摘のとおり、各福祉センターとも建設から長い年月を経過しておりますことから、耐震性の対策はもちろんのこと、劣化状況を踏まえて、計画的に大規模な修繕などを検討してまいりたいと存じます。

本市といたしましては、児童館が市民の方に安全で利用しやすい公共施設となりますように、本年3月に策定しました防府市公共施設再編計画に沿って、順次、整備を進めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、子ども医療費支給事業の対象を中学生まで拡大することにかかわってでございます。少子化対策として、子どもを生き育てやすい環境を整備をしていく。その一環として、子どもが安心して医療を受けられるようにと医療費の無料化を義務教育終了まで、つまり中学生まで広げた自治体、先ほど申し上げましたけれども、事業内容にはいろいろ違いはあっても、全国の自治体の中で、国の調査でも約8割に近い状況でございます。多くの自治体ではまさにこれが定着をした施策として、住民から喜ばれているということでございます。

住民から見てどうなのか。ここに非常に参考になる資料があるんですけども、群馬県が平成21年10月から所得制限なしで、それまでは入院だけに限っていた範囲を通院まで広げて、中学校卒業までの全ての子どもたちの医療費を無料にしたんですね。そして3年後の平成24年7月に、子どもを持つ保護者の意識調査、これが行われました。子ども医療費無料化アンケートが実施されました。この中身が大変参考になる。約2,500世帯が対象で、回答は809件だったんですけども、効果・満足度において、約9割の方が子育て家庭の経済的負担が軽減したと。早期治療による子どもの健全な成長促進、いろいろ項目があって、それに丸をつける状態だと思うんですが、これを選択をされております。群馬県では住民に広く浸透し、支持を得ていると評価をしております。

さらに、診察や薬代など、かかった医療費について把握している、大体把握しているを合わせると、約75%の回答だそうです。

受診の際に心がけていることとして、過剰な受診を控えるとか、それから休日や夜間の子どもの救急電話相談を利用するなどの回答も多く、対象年齢を拡大後も、保護者のコスト意識、あるいは適正受診の意識が非常に高い様子がわかった。このように群馬県では報告をされております。

今、市長が御答弁されましたように、防府市においてもアンケート調査、実施されて、制度が始まって本当によかったと思われた割合が95%に達した。これは本当にすごいことですね。95%に達したということですから、どんなに喜ばれている施策であるかがわかります。

この制度を中学生になったら終わりというのではなくて、せめて義務教育終了の中学校卒業までと望むのは当然のことではないかというふうに思います。

そこで、お伺いいたしますが、中学生まで拡充すれば、一体どのくらいの予算が必要だというふうに考えておられるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（山田 耕治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

現在、小学生の子ども医療費の無料化を行っておりますが、小学校のほうで1年生から6年生まで、大体1億6,000万円でございます。ですので、単純に申し上げますと、中学生を行った場合、半分の8,000万円程度かかるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 中学生の時期、病気になる状況がちょっとまだ想像ができません。

せんけれども、およそ8,000万円ぐらいだと。市の財政状況から見ますと、やる気になればすぐにでも実施できる事業ではないかというふうに思います。

しかも、防府市の中学生の疾病状況でございますが、平成27年度の防府の教育概要を見させていただきましたが、耳鼻咽喉・歯の状況において、全国平均を上回る割合で疾患があるとの調査もございます。子どもたちの健康を支える施策としても、これは大変重要ではないかと思いますが、市長のお考え、ちょっと改めてお伺いをいたします。子どもたちの健康面から、それから市民にとって非常に喜ばれている制度であること、こういった全国的な状況、それらを踏まえて、ぜひ実施をしていただきたいというふうに思います、改めてお伺いしたいと思います。

○副議長（山田 耕治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 答弁でも申し上げましたように、いろいろな行政需要というのは常にあるわけでありまして、本市として県内他市に先駆けての小学校6年生までの医療費を所得制限なしでやっておるということは、高く評価されることであろうと思っております。

だからと言って、これをまた中学生までに、そしてしまいには18歳までにというような状態が、どうなんでしょう、いわゆるサービス合戦のような感覚に自治体が陥っているのではないかというような指摘も、全国市長会などでは既に出ております。国なり、県なりのもっと踏み込んだ形が、私は求められるのではないのかなと、実は思っているわけがあります。

したがって、先ほど申し上げましたようなさまざまな角度から考えてみたいと、こういうふうに申し上げたところでございますので、どうか御理解をいただきたい、かように思っております。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） この制度が国の制度として実施をされていくということ、これは大変重要なことだというふうに私も思います。しかし、現実に防府市の子どもたちの置かれている状況を踏まえて、しっかりと保護者やそれから子どもたちの健康を支える施策として、こういう面でも非常に重要な施策ではないか。それぞれの市町村が競争のようにとおっしゃいますけれども、それぞれの市で、やはり皆さんの声を生かした取り組みがなされているというふうに私は考えます。ぜひともそのあたり、総合的に考えていただいて、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

子どもの貧困問題も大変深刻です。市がより安心して子育てができる環境をつくることによって、防府市の将来を担う若い世代を応援していく。そのことが活気あるまちづくり

につながっていくというふうに思いますので、ぜひ前向きな検討を今後ともよろしく願いをいたします。

次に、子育て世代包括支援センターの設置についてでございますが、全国でこの取り組みがどのように展開されているのか、実は厚生労働省が事例集をまとめております。妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的な支援を提供するワンストップ拠点の整備、これはそれぞれの市町村で形はいろいろだろうと思います。しかし、この事例集、大変参考になりました。例えば、人口約8万人の三重県名張市ですね。保健師が地域保健活動や地域診断により、母子保健や子育て支援における課題と強みを整理をして、必要とする支援を住民や関係機関とともに生み出す努力がされております。

名張版ネウボラの推進と、こういうことで、ネウボラというのは、フィンランド語でアドバイスの場所を意味する言葉だそうですが、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援で、例えば具体的にはチャイルドパートナーの設置、生後2週間目全戸電話相談など、きめ細かく事業化されております。

また埼玉県のとくまろ市ですけれども、各子育て世代包括支援センターに母子保健ケアマネジャー——これは母子保健型ですね——と、それから子育て支援ケアマネジャー——これ基本型です——この両方配置をして、子育て家庭を母子保健と子育て支援の両面から支援していく。こういう体制が整えられております。

さらに、事例集にはございませんが、大変関心を持ったのが、岐阜市の子ども・若者総合支援センターです。この取り組みも大変参考になるんですが、ゼロ歳から成人前までの子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安の相談に対応するというので、まさに多種多様な専門職を配置をして、福祉と教育と、それからその他関連分野における知見を総合した支援が行われているということでございます。

市の御答弁では、いよいよこれからだというふうな印象を受けましたが、やはりこれらの事例集、あるいは先進の事例を見ましても、さまざまな専門資格を持ったスタッフの配置と、それから関係機関との連携、ネットワークの構築の必要性、いずれもこのことがとても大事ななというふうなことを私は感じました。この点では基本的にはどのようなお考えをお持ちか、御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（山田 耕治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

山本議員の言われるとおり、専門スタッフの配置と連携、これ、非常に重要だと思っております。

まず、専門スタッフにつきましては、包括支援センターを立ち上げるときには最低1人

は必ず専門スタッフを配置いたしまして、妊娠期から子育て期、18歳までになろうかと思いますが、市民に寄り添って気軽に利用できるような施設にしていきたいと思いますというふうに考えておるところでございます。

それから連携も大変必要だと思うんですが、医療機関、療育機関、それから児童相談所、児童委員とか教育委員会、学校、幼稚園、保育所、それから地域の子育て支援団体など、さまざまな関係機関・団体と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） ありがとうございます。

防府市の場合は、いよいよこれからだという印象を持ちますので、妊娠から出産・子育てに至る切れ目のない支援があるということで、防府市にはより安心して子育てができる環境があると市民に感じられるよう、ぜひ積極的な取り組みをお願いをしたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次は、老朽化した児童館への対策についてでございます。

児童館はほぼ毎日のように子どもたちが利用する施設でございますから、市の子育て支援施設に耐震性がないとなれば、これは待ったなしの対策が求められるのではないかと思います。

児童館が設置されている福祉センター、これは地域の方々の利用も大変多いわけですね。早急な対応を求めています。

御答弁をいただきましたが、再度、確認の意味で、市長は早急な対応は必要だとの、この認識であるというふうに理解してよろしいでしょうか。それ、再確認の意味でお尋ねいたします。

○副議長（山田 耕治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 申し上げたとおりでございます。耐震性がないと判断をされている公共施設については、早急に対応していく必要があると、このように思っております。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 子どもたちが毎日利用している施設ですからね、子育て支援施設。これが耐震性がないということは、これは早急にやらずにはいけないということでございます。

安心して子どもたちが利用できるように、対策が急がれるように強く要望いたしておきます。

それから、あわせて児童館の運営にかかわってですけれども、児童館設置及び管理条例施行規則があります。この第6条で、対象児童を3歳以上の幼児または小学校1学年から3学年までの少年であって、家庭環境、交友関係などについて指導を必要とする者とする、こういうふうな規則に今、なっておりますが、2項はありますけれども、児童クラブの対象も6年生までとなりまして、実態に見合った改正が必要ではないかというふうに感じております。そのことを指摘させていただきまして、改善を求めていきたいというふうに思います。

以上で、子育て支援の項は終わります。

質問の第2点目は、住宅・住環境の整備についてお尋ねいたします。

最初に、住生活基本計画にかかわってお伺いをいたします。

政府はことし3月に住生活基本計画を閣議決定いたしました。住生活基本法に基づくものでありまして、5年前の計画が見直されたものですが、計画期間は10カ年となっております。

従前計画と比較をして問題や課題が指摘される中、計画では8つの目標、例えば結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現、あるいは高齢者が自立して暮らせる住生活の実現等々、こういった目標と基本的な施策がこの中で展開されております。

山口県では、原則として今年度中にこの基本計画を策定をして、公表しなければなりません。国ではこの計画の中で、市においてもその必要性を次のように述べております。

より地域に密着した行政主体である市町村においても、地域特性を踏まえ、施策の方向性を示す基本的な計画を策定し、まちづくり施策・福祉施策などの住民生活に深くかかわる分野と連携して施策を実施することが必要、こういうふうに国としても述べておりますが、これまで以上に市町村計画の策定を促進しようとしています、国においてはですね。

2015年度の時点で、今、547自治体が計画を策定しているとのことですが、我が市においては今後、どのように対応されるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、民間賃貸住宅への住宅確保・要配慮者の円滑な入居を促進する居住支援協議会の設置についてでございます。

居住支援協議会は、先ほどの基本計画の中に施策の一つとして上げられております。すなわち、民間賃貸住宅への住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、地方公共団体、賃貸住宅管理者、家主、居住支援を行う団体などから構成される居住支援協議会の設置・活動の支援と、生活困窮者自立支援制度等福祉施策との連携、このように計画ではうたわ

れております。

この協議会、住宅セーフティーネット法に基づくものでございます。

なぜこのような協議会が必要か、私自身が痛感したことですけれども、例えばこういう例がございました。ある高齢のひとり暮らしをされている方が公営住宅には抽選で入れず、民間の住宅をいろいろ探しましたけれども、なかなか入ることができませんでした。家を探すのに大変苦労した、一緒に苦労した経験がございます。

全国的にも少子高齢化の進展で、高齢単身世帯などの増加が見込まれる中、家賃滞納への不安や入居中の事故などへの懸念から、入居を敬遠される例が増えてきていると聞きます。それは、高齢者だけではございません。低額所得者や障害を持たれた方、母子家庭等子育て世帯、あるいは外国人なども住宅確保に向けた配慮が必要な場合が多いのではないのでしょうか。

住みなれた地域で安心して暮らせるために、官民共同で住宅と福祉の両面から、住まいの確保に向けた取り組みが求められるのではないかと、そういうふう感じております。

県段階では、山口県居住支援協議会が設置をされております。今後、住まいの包括サポートを進めて活動をより強化をしていくとの方向性が打ち出されております。

国土交通省も、地域の実情に応じたきめ細かな取り組みを推進するために、活動費の助成などによって市区町村での居住支援協議会の設立なども促進をしていくとの考えを明らかにしております。

防府市において、この居住支援協議会の設置、どのようにお考えか、御答弁をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（山田 耕治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えします。

まず1点目の、住生活基本計画策定に関する市の対応についてお答えいたします。

本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を控え、国民の豊かな住生活を実現するため、平成18年に制定された住生活基本法に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として、住生活基本計画（全国計画）が策定され、その後、平成23年、そしてことし3月に計画の見直しが閣議決定されたところです。

今回の変更では、社会経済情勢の変化等を踏まえ、2025年までの10カ年の計画期間の中で、居住者からの視点、住宅ストックからの視点、産業・地域からの視点という3つの視点から8つの目標が立てられ、さらに施策の総合的かつ計画的な推進として、議員御案内のとおり、市町村においても「地域特性を踏まえ、施策の方向性を踏まえ、施策の方向性を示す基本的な計画を策定し、まちづくり施策、福祉施策などの住民生活に深く

かかわる分野と連携して施策を実施することが必要」と記載されております。

昨年度の時点で、全国で約550の自治体が住生活基本計画を策定している中、本市におきましては住生活基本計画を策定してはおりませんが、今年度、平成24年に策定した防府市公営住宅等長寿命化計画の見直しの年度となっていることから、まずは計画の見直しにおいて、公営住宅の活用のみならず、民間と連携した住宅政策あるいは空き家の利活用等についての計画を盛り込んでいきたいと考えております。

続きまして、2点目の民間賃貸住宅への住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する居住支援協議会を防府市で設置することについての御質問にお答えします。

居住支援協議会につきましては、議員御案内のとおり、昨年7月に山口県居住支援協議会が設置されたところでございます。これは、県内の不動産関係団体や県社会福祉協議会、本市を含む県内19市町及び山口県が参加して設立されました。

当協議会は設立1年目の昨年度、民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者の入居制限の実態を検証することを目的とした家主や不動産業者への調査や、当協議会の周知と情報提供を図るためのパンフレットの作成や、協議会専用サイトの開設といった事業を実施し、今後は住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための本格的な事業を実施していくものと思われまます。

そのため、市といたしましては、まずは当協議会の構成員として、住宅確保要配慮者の入居の円滑化に向けた取り組みを行っていききたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） それでは、ちょっと1点だけ質問をさせていただきます。

この住宅、住環境の整備についてはこれからの大きな課題、住宅・住まいにかかわる施策というのは、今後、市政の大きなテーマとなってくるというふうに思います。それは、単なる住宅施策ではなくて、まちづくりにも影響してくるからですね。大きなテーマとなつてまいります。

質問は、8つの目標と基本的な施策が盛られているわけですがけれども、この目標の6番目に、急増する空き家の活用・除却の推進ということがうたわれております。これにかかわって本市の空き家対策への取り組みについて、その現状なり方向性なり、簡単でよろしいですのお尋ねしたいと思っております。

○副議長（山田 耕治君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

今後の空き家対策の進め方につきましては、これまで同様に管理不全な空き家への対応や空き家に対する相談、空き家の利活用の取り組みを進めるほか、先日、各団体の代表者や学識経験者、公募委員等で組織する空き家等対策協議会から、空き家等対策計画の協議会としての案を答申していただきましたので、これからこの答申を踏まえた計画案を作成いたしまして、議会にも説明をさせていただきながら、あわせて計画を実行するために必要となる条例の改正案も作成し、パブリックコメント等の所定の手続きを行っていく予定でございます。

また、御案内のとおり、住生活基本計画においては、今後10年の課題に対する施策が大きく8つの目標に沿って示されておりまして、今御紹介いただきましたように、空き家の利活用ということも示されております。このことは空き家等対策計画と連携・連動して進めていくべきものと考えております。

空き家等対策計画の策定後は、計画に基づく対応や施策を推進してまいります。特に空き家の利活用につきましては、住宅施策をはじめ定住促進、福祉施策、観光施策など、さまざまな分野での事業の実施に際して、空き家対策の視点も加えて取り組むことで、事業本来の目的を達成するだけでなく、空き家対策の一層の促進を図ることにもつながるのではないかと考えております。

以上です。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） ありがとうございました。

あくまでも、この計画の一つの柱ではございますけれども、空き家対策を含む住宅のあり方、若年世帯、子育て世帯、高齢者等が安心して暮らせる住生活の実現は、全国的にも大きな課題となっております。

市の計画についてはなかなか困難なようですが、住宅困窮者が多様化する中で、住宅セーフティネットの確保という課題は、我が市においても重要な問題となってくると思います。その意味で、今後とも検討をよろしくお願いをいたします。

また、居住支援協議会の設置について今回、提案をさせていただきましたが、設置についてはなかなか難しい状況のようでございます。

しかし、高齢者や障害者の方、それから低所得者などの住宅の確保に困っておられる方、たくさんおられます。これは平成22年11月の国土交通省の調査ですけれども、民間賃貸住宅における入居拒否の状況ということで、単身の高齢者は不可というのが8%、高齢者のみの世帯が不可6.8%、障害者のいる世帯は不可4%、小さい子どもがいる世帯は不可1.3%、こういうふうに、なかなか入りたくても入れない状況がございます、現実

として。

この方々をこの協議会の設置により、住まいのサポートができればどんなに喜ばれるか。まさに官民共同で住宅と福祉の両面から、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりへの一歩でもあるというふうに感じております。

県の居住支援協議会に市として参加されているというふうにお聞きいたしましたので、必要な取り組みを連携して行われるよう、期待をいたしております。今後、市としても検討していただくように要望をいたします。

以上、住宅あるいは住環境の整備について質問をさせていただきましたが、今後の大きなテーマとなりますので、御検討のほどよろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。

○副議長（山田 耕治君） 以上で、14番、山本議員の質問を終わります。

○副議長（山田 耕治君） 次は、20番、田中健次議員。

〔20番 田中 健次君 登壇〕

○20番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。きょう、最後の質問となると思いますが、よろしくお願いをいたします。

質問の第1は、市街化調整区域内の農地についてであります。

最初に、歴史的な経緯について若干、触れさせていただきますが、防府市は都市計画法に基づき無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的とした区域区分制度、いわゆる線引きを1971年、昭和46年に導入いたしました。

その後2000年、平成12年に都市計画法が改正され、既存宅地制度の廃止とともに区域区分制度の選択制の導入、自治体独自の委任条例によって定める開発許可基準を追加することが可能となりました。

2002年、平成14年1月25日に施行された開発行為等の許可の基準に関する山口県条例により、防府市はこの条例の適用を受ける市となり、開発行為の技術基準を緩和することとなりました。

また、権限委任により2010年、平成22年12月28日に市条例を制定し、この制度をこれまで継続してまいりました。

ところで、ことし2月6日の華城公民館で開催されました地区懇談会の中で、市街化調整区域内の農地の規制を元に戻して、開発を厳しくするという趣旨の市長の御発言がありました。このことはそれまでに行政内部で検討されていたことかもしれませんが、出席者にはいささか唐突に感じられ、その場で反対意見も出され、市長発言が地域に大きな波紋

を呼んでいるというふう聞いております。

このままこうした事態を放置することは、行政と市民の信頼関係を損ねることにもなりかねません。そこで、市長発言の真意をこの際、お尋ねいたしたいと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（山田 耕治君） 20番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。
〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本年2月6日に華城公民館で開催されました地区懇談会で、市街化調整区域内での開発に対する規制について、私が申し上げた真意についての御質問でございましたが、御案内のとおり、本市は都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度、いわゆる線引きを導入しております。

しかし、述べられたように、平成12年の改正都市計画法に基づく県の条例施行後、市街化を抑制すべき区域であります市街化調整区域での開発が急増してまいりまして、税の不公平、公共下水道への接続、中心部の空洞化、地価の下落、開発に伴う排水対策など、過去の市議会におきまして、さまざまな問題点が指摘をされております。また、その対策について求められているところでもあります。

そうした現状を放置していくことは許されないことであるという思いを、華城地区懇談会の場において述べたものであります。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（山田 耕治君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） この問題については、以前から行政内部で検討されていたということだろうと思います。

私がこの一般質問の通告をした直後ですが、6月6日に議員に対する説明会ということで、市街化調整区域の土地利用についてということで、担当の課からございました。

その中では、そこで示された方針をパブリックコメントをすると。さらにその条例の改正の素案をパブリックコメントをすると。そして最終的に条例案を議会に出すというような形で、2段階にわたりパブリックコメントをして、というような形の説明がされました。

そういったことは一般質問の通告の後にわかったことでありますが、それで一言申し上げますが、やはり市長の発言というのは大変重いものがあると思います。そういう意味で、政策転換をする場合は慎重に対応するということが必要ではないかというふうに私は感じました。そのことを意見として申し上げます。

それから、この市街化調整区域内の農地の問題については、この議会の一般質問の中で、

田中敏靖議員も申し上げられたと思いますが、堺市の例を挙げられました。堺市では、議員が附帯決議を出したということもありますが、当時、議会の特別委員会で、堺市をこの問題で行政視察もしております。それで、このときにやはり継続審議になっておったり、そういう形で、やはり大きな課題だろうと思います。

堺市では、ちなみに農業委員会の農地部会・農政部会、あるいはＪＡ、それから不動産関係の宅地建物取引業協会、それから自治会などにさまざまな形で説明をされておるのが印象に残りました。

本市でも今後、進めていくのであれば、そういった慎重な取り組みが必要であるということだけ申し上げて、この項の質問を終わりたいと思います。

質問の第２は、防災についてであります。

この４月の熊本地震は、直下型断層による地震の恐ろしさを私たちに改めて教えてくれたと思います。この地震で亡くなられた方の御冥福をお祈りし、被災された方々の一日も早い復興を願うものであります。

防府市が各家庭に配布しております「ゆれやすさマップ」では、防府市に特に影響が大きいと推測される地震は、佐波川断層地震と防府沖海底断層地震で、地震規模はそれぞれマグニチュード７．４、あるいはマグニチュード７．６で、最大震度はいずれも６強というふうに予想をしています。

また、防府市地域防災計画では、その際の防府市の被害想定を死者２０２人から３４１人、負傷者が１，８９１人から２，８４８人、これは季節だとか時間によってこういうふうな幅があるわけですが、こういうふうにしております。

私たちは地震に対する備えを日ごろから少しずつでも進めていかなければならないというふうに思います。

私はこれまでも地震・災害対策について質問してまいりました。一例として、新潟県中越地震の直後、２００４年、平成１６年１２月議会で、耐震診断への補助制度の創設を求めました。これは２００７年度、平成１９年度から制度化され、対策が進んでいます。

しかし、このほかの一般質問などで、まだまだ対策が進んでいないもの、このたびの地震で改めて気づいたことなど、この議会でお尋ねをさせていただこうというふうに考えております。

１つ目は、学校施設の非構造部材の耐震化についてであります。

４年前、２０１２年、平成２４年の６月議会で、この学校施設の非構造部材の耐震化についてお尋ねしました。建物の構造体の耐震化が防府市でも計画的に進められておりますが、近年の大規模な地震では、建物の構造体のほか、天井材等の落下などによる被害が発

生しており、天井材、外装材、照明器具、家具等の非構造部材の耐震化が求められ、市執行部の御見解をお伺いをいたしました。

校舎の外壁などは耐震補強工事とあわせて実施され、またその後に体育館の天井については落下防止策が年次計画で進められるようになりましたが、その他の非構造部材についての耐震化はそれほど進んでいないように思われます。

今後、どのような取り組みを進めていくのか、お考えをお伺いをいたします。

2つ目は、情報伝達メディアの充実についてであります。

2010年、平成22年9月議会で、情報伝達メディアとしてプッシュ・メディアをさらに充実すべきではないかと、こういうふうに申し上げました。プッシュ・メディアに対するものはプル・メディアと言いますが、このプル・メディアというのは情報の受け手が主体的に情報を引き出すということで、テレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手するというような形であります。情報を引き出すということで、プル・メディアというふうに称されます。

他方、プッシュ・メディアとは、情報の受け手に情報が押しかけてくる、プッシュする伝達手段で、同報系行政無線、メールサービスが挙げられます。

この一般質問の際には、プッシュ・メディアとしてエリアメール、あるいは緊急速報メールとも言いますが、これとNHK緊急警報放送の活用を検討することを求めました。このうち、エリアメール、緊急速報メールについては翌年の6月議会でも実施を求め、県内で下関市に続いて防府市でも導入を既にされております。

もう一つのNHK緊急警報放送とは、NHKが地震、津波などの災害時に放送の電波に特殊な信号を割り込ませ、緊急警報放送対応機能のテレビ、ラジオであれば通電待機状態、すなわち電源はつながっていてもスイッチがオフの状態、自動的に起動し、災害発生をいち早く知らせるものであります。

地震、津波など、人命や財産に重大な影響がある場合に限って放送されますが、地方自治体の長から避難命令などの要請があった場合は、放送することがNHKのインターネットのホームページなどで示されております。

以前の御答弁は、調査・研究するというものであります。最近のテレビ、ラジオでは、緊急警報放送対応機能があり、NHKの緊急警報放送を活用できるように検討すべきであろうと思います。市執行部のお考えをお伺いいたします。

3つ目は防災行政無線屋外スピーカーについてであります。熊本地震の震度7の地震の際に、緊急地震速報が防災行政無線屋外スピーカーで流れましたが、よく聞き取れずに何を言っているのか不安だった、こんな声を聞きました。また、先日開催された議会報告会

でも、屋外スピーカーの声がよく聞き取れない、聞こえないとの意見が寄せられております。

現状を自治会等を通じて把握することが必要と思いますが、いかがでしょうか。また、スピーカーの向きの調整、スピーカーの数を増やすことなども必要と思いますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

4つ目は防災ラジオ無償配布の拡大についてであります。

緊急告知防災ラジオは、1台2,000円で入手できますが、障害者手帳交付の障害者がいる世帯、要介護者1以上の在宅生活者がいる世帯、75歳以上の人のみで構成される世帯、避難行動要支援者関連施設には無償配布されています。また、市の公共施設にも配布していると聞きます。しかし、市の公共施設といっても全てではないようで、老人憩の家、市営住宅の集会所等には配布されていないように思われます。

これらの施設では、市の職員が不在であります。日中あるいは夜間に市民が利用し、また災害時の拠点の1つとなることが考えられますから、配布が必要ではないかというふうに考えております。

また、災害時に市が指定する避難場所、避難所のほかに地域や自治会等が指定する避難場所として地区1次避難所がありますし、各自治会の自主防災組織の拠点となる場所は、各自治会の自治会館になるのではないかと思います。こうした場所については自治会の申請により、無償配布すべきだと思います。この点についてのお考えをお伺いいたします。

○副議長（山田 耕治君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 防災についての御質問のうち、私からは1点目の、学校施設の非構造部材の耐震化についてお答えします。

本市では、学校施設の耐震化事業のうち、耐震補強による耐震化は平成27年度までに完了し、現在は改築による耐震化を進めております。あわせて非構造部材の耐震化として、天井落下防止対策及び外壁改修、並びにその他の非構造部材の対策に現在、取り組んでいるところでございます。

まず、天井落下防止対策については、屋内運動場の吊り天井の落下防止対策として、改修が必要な小・中学校10校を対象に、平成27年度から計画的に実施しております。その後、吊り天井のない屋内運動場の体育器具及び照明器具等の落下防止工事を計画いたしております。

次に、外壁改修でございますが、これまで校舎の耐震補強工事にあわせて実施しております。残りの校舎につきましても引き続き計画的に取り組んでおります。

最後に、その他の非構造部材についてでございますが、教職員用ロッカーやピアノなど、

まだ対応が十分でないと言えるものもございますが、高所に設置しているテレビや薬品庫など、危険度の高いものにつきましてはL型金具やワイヤーで固定するなど、転倒落下防止対策等を大部分の学校で講じております。

今後も早急に点検チェックを進め、順次対応していきたいと思っております。

また、文部科学省が発行しております「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」が昨年、平成27年3月に改定されましたことから、改めてこれを校長会・教頭会を通じて周知徹底を図りまして、ガイドブックに記載されている、点検チェックリスト等を活用し、学校職員による耐震性の点検や劣化の早期発見に努めたいと思います。

さらに、教育委員会といたしましても、点検結果を踏まえ、危険性及び対策の必要性について検討し、改善計画を策定してまいります。

今後も引き続き児童・生徒の安心安全の確保に向けた取り組みを鋭意進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 私のほうから2つ目以降の御質問にお答えいたします。

最初に、情報伝達メディアの充実についての御質問にお答えいたします。

災害時、住民に警戒や避難行動を促すために大切なことは、注意報や警報などの防災気象情報や避難勧告などの避難情報をしっかり伝達することでございます。このため、防災気象情報や避難情報の伝達に当たっては、住民に自動的に情報発信する伝達手段である、いわゆるプッシュ・メディアとして、同報系防災行政無線を活用した屋外スピーカー、戸別受信機や緊急告知防災ラジオをはじめ、防府市メールサービス、緊急速報メールやエリアメールの導入をしております。

また、住民みずからが情報にアクセスする必要がある、いわゆるプル・メディアとしては、インターネットを利用した防府市気象情報システムの導入やケーブルテレビ、FMわっしょいなどの活用により、情報伝達手段の充実を図ってまいりました。

そこで、議員御質問の、NHK緊急警報放送の活用についてでございますが、主要家電メーカーに確認したところ、現在販売されているテレビのほとんどが、視聴中において緊急警報放送を受信した場合、その画面に切りかわるということございました。

議員御案内の、コンセントがつながっているが、テレビのスイッチが切れている状態である、いわゆる通電待機状態においても緊急警報放送を受信すると、自動起動する機能を搭載したテレビにつきましては、これまでに販売していた家電メーカーにおいても生産を中止されるなど、大変機種が少なくなっているのが現状でございます。1機種しか、今、

当たった中ではわかっておりません。

その理由として、国の中央防災会議、防災対策推進検討会議の報告書によりますと、多くの家電メーカーは、通電待機状態は電力が必要となり、省エネ面で劣ることや商品価値につながらない等の課題から、自動起動のテレビの導入に消極的であったようでございます。このため、NHK緊急警報放送の活用については、引き続き今後の主要家電メーカーの動向を注視してまいります。

合わせてプッシュ・メディアの技術革新にも注視しつつ、今ある緊急告知防災ラジオと防府市メールサービスの活用について、引き続き普及・促進してまいりたいと存じます。

次に、防災行政無線屋外スピーカーについての御質問についてお答えいたします。

同報系防災行政無線は平成21年4月に供用開始しており、現在、市内60カ所に屋外拡声子局、いわゆる屋外スピーカーを設置しております。

屋外スピーカーにつきましては、これまでスピーカーの増設、あるいはスピーカーの向き再度調整、特性の異なるタイプのスピーカーへの変更や増設などを実施してまいりました。

また、平成27年2月からは、防災行政無線で放送された内容を無料で確認できる防災行政無線テレホンサービスも導入したところでございます。

屋外スピーカーの動作確認につきましては、毎週火曜日の午後5時から実施するとともに、年1回、情報伝達訓練に合わせて実施しているところでございます。

今後とも聞こえづらいとの御連絡をいただいた場合は、直ちに対応するとともに、防災行政無線テレホンサービスにつきましても、いろいろな媒体を通して、市民の皆様へ積極的にお知らせしてまいりたいと考えております。

最後に、防災ラジオの無償配布の拡大についての御質問にお答えいたします。

防災ラジオについては原則として1台につき2,000円の御負担をいただいて、配布を行っておりますが、先ほど紹介がありましたとおり、障害者手帳の交付を受けた障害者のいる世帯、要介護1以上の認定を受けた在宅生活者がいる世帯、75歳以上のみで構成される世帯及び要配慮者利用施設については無償で配布をさせていただいております。

また、市の公共施設については、市民の方の利用頻度が高い施設に配置しておりますが、議員御指摘の老人憩の家、市営住宅の集会所には配置しておりませんので、施設の利用状況を確認した上で、必要があるのであれば、必要に応じて配置してまいりたいと思っております。

なお、自治会館などの民間所有施設につきましては、これまでどおり有償での配布とさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（山田 耕治君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 最初に、学校施設の非構造部材の耐震化ということですが、最初の私の質問でも申し上げましたけれども、壁面だとか、それから体育館等の天井について、こういったものについてはされてるということで申し上げて、その他のものについて、もう少し詳しい御報告がいただきたいと思ったんですが。テレビだとか薬品庫だとか、危険性の高いものについては対応してるということではあります。

古い話を引っ張り出すようで恐縮ですが、当時はこういうふうに申されたんですよ。文部科学省のガイドブックを指針として、学校施設の全ての状態を把握し、その後、対策に向けた年次計画を作成するなど、非構造部材の耐震化に向け取り組んでまいりますと。天井についてはこういった年次計画というような形であったんですけども、その他のものについては進んでないということ。

それから、専門業者でないと詳しい点検がわからない、そういう場所もありますと、そういうものについてはスケジュールを明確にしたいと。当時そういうふうに申されたわけでありまして。

そういったことでもありますから、ぜひあの当時のガイドブックが、先ほど答弁でありましたように平成27年3月に改訂版が出まして、どこが変わったのかという比較表も出しておりますし、それからこの中にはいわゆるチェックリストのようなものも含まれております。これを見れば教職員の方、あるいは市の職員の方で対応ができるのではないかとこのように思いますので、ぜひこれについて前向きに進めていただきたいと思っておりますし、それから非構造部材の耐震対策にかかわる財政支援制度についてということで、これ国の方が出してる、文科省が出してる資料ですが、防災機能強化事業非構造部材の耐震対策に係る財源内訳ということで、これ平成27年度のもんですが、3分の1が国庫補助で出ると。

それから、残りを地方債でということですが、元利償還金の80%を交付税措置で基準財政需要額に算入するというので、実質的な地方負担は13.3%であると。こういう形でありますので、ぜひ財政当局ともよく話をし、この辺、進めていただきたいと思っておりますが、改めてこの辺についてももう少し詳しいことがわかれば、御答弁願いたいと思っております。

○副議長（山田 耕治君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 先ほどの4年前のときの答弁の、その後ということでございましたか、点検等は各学校でも安全点検等は入念にやっております。ただ、その改善計画というものに、体系だって計画というものにつながってなかったということで、今

後もその新しいチェック項目に基づいた点検を実施いたしまして、早急に、速やかに改善計画というものを立てていきたいと思えます。

それから、財源の問題については、毎年、この時期になると思うんですが、今年度、それから翌年度の財源というのもしておるんですが、国のほうもかなり財源的なもの、制度上は議員おっしゃったようになってるんですが、実際にちゃんとその辺の財政的措置ができるかどうかということで、大変、市町村が危惧しているところもたくさんございます。そのあたり、いろんな協議会等を通じて新年度に向けても要望していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山田 耕治君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） そういう形で取り組んでいくということであれば、ぜひ積極的をお願いをしたいと思います。

それから、2つ目の情報伝達メディアの充実についてですが、確かに普及率というか、NHKの緊急警報放送というものはあまり知られておりません。市の地域防災計画、あるいは防災ファイル、あるいは市広報などで防災についての特集などをやりますが、緊急警報放送でたまたまテレビをつけておればそれが入るというものもありますが、この緊急警報放送についての説明も、防府市の文書では見たことがないんですよ。今、実際はそういうことがあるのに。その辺については改善するという事は考えられるわけでしょうか。

○副議長（山田 耕治君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 今、お話をいただきましたけども、県の場合でも緊急警報放送というのはNHKでも進んでおりまして、その具体的な内容も載せております。うちの一つの伝達手段であるということでもありますから、載ってないようであれば載せるということで対応したいと思います。

○副議長（山田 耕治君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 山口県の地域防災計画には、災害時の放送ということで、第1項、放送局に対する放送の要請、それから第2項、緊急警報放送という形で、それから第3項が放送機関の活動体制という形で3項目のうちの1つに上げられておりますが、防府市の防災計画にはこの緊急警報放送という言葉すらないというのが、ちょっと私は問題があるのではないかと思います。

ただ、山口県のこの防災計画でも、この緊急警報放送を使用して住民に災害情報の伝達ができるであるとか、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを定めるものとするとか、非常にちょっと定めるものとするというのは多少、そこに猶予を持った法令上の言い

方だと思うんですが、そういう形で、これ、山口県全体のそういったものが、防府市の体制にもあらわれてるんじゃないかということだけ、意見として申し上げておきたいと思います。

それから、3番目の防災行政無線の屋外スピーカーですけども、いろいろと御意見を聞いて調整をしたりしておるといことはわかりましたが、やはり現状、もうちょっときちっと把握するということが必要ではないかと思うんですが、これは自治会等を通じて、聞こえ方がどうですかというような調査ということは、これはされておるわけでしょうか。この辺について、何年もたちますので現状の把握ということではいかがでしょうか。

○副議長（山田 耕治君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 今の質問でございますが、答弁でも若干触れましたけれども、年1回の情報伝達訓練に合わせて自治会のほうからどうだったかというアンケートのような形で、紙ものでよく聞こえた、聞こえなかった、そういったものをやっておりますし、今、毎週火曜日に5時の動作訓練をやっておりますが、その際にも聞こえにくかったという電話があれば対応しております。その都度、対応できてるというふうに考えております。

○副議長（山田 耕治君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 私、3年前に自治会長でありましたけれども、その時点ではそういう調査は受けたことはなかったと思うんで、私が自治会長としてサボっておったのかどうか知りませんが、そういった調査というものがどういう形でされておるのか。

それから、自治会長さんも全てがいつも地元地域に張りついておるといことではない。サラリーマン、あるいは中には市の職員だとか、そういう形で働いておる自治会長さんも数多くあると思います。

その辺で、本当にそういう調査が生き目がいくものになっておるのか。それから自治会といっても細長い自治会もありますし、大きな自治会もありますし、小さな自治会もあると思います。したがって、どこの場所がよく聞き取れたのかだとか、そういうことの調査もひっくるめてやっていただかないと、本当の調査になりませんよね。割とよく聞こえるところで、いつも聞こえますという話では困るし、自治会の中でも南北に長い、東西に長い、いろいろあると思います。

だから、これはやはり調査をするとすれば、どこの位置でどういうふうに聞こえたのかということ、ただ音が聞こえたということでは困りますし、今回でも、何か言っているようだけれども、何を言ってるのかよくわからないと。音は聞こえるんだけど、よくわからないと。その音が随分長時間にわたって聞こえるので、随分不安になりましたと。こう

というような声も私、聞きました。

したがいまして、ちょっとその調査というものをもう少し丁寧にやっていたらいいんじゃないかと思えます。

それから、毎月、あるいは毎週流すものもありますが、これも一般市民、私自身そうかもしれないませんが、市民の受け止め方はそういう形で機械の点検か、そういうことで流していると。これで例えば、ここでは聞きにくいということがあれば、そこを言ってくださいというような、行政としてのアナウンスがなければ、ここは聞こえるとか聞こえないとかというような話にしかありませんので。あるいは市の職員さんがそのときにはちょっと5時前に早退をして、毎月少しずつ場所を点検して確認するというのであれば話は別ですが、毎週流してますとか、毎月流してますとかということだけでは意味がありませんので、その辺の現状の把握をきちっとしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○副議長（山田 耕治君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 今の話ですが、その前に、同報系の防災行政無線につきましては、スピーカーの種類にもよりますが、訓練時とかそういった、伝達訓練時とかに動作確認はしても、やはり気象状況がそのとき、そのときで違います。災害のときには特に風が強かったり、雨が多かったりして、もっと聞こえなくなる可能性もございます。その中で、今のスピーカーは無風で300から400メートルの範囲でよく聞こえるんじゃないかと。ただし、風向きによっては100メートルでも聞こえない場合があると。どこまで行っても何らかの障害があって聞こえない場合が存在する可能性もありますが、防府市としては伝達手段をたくさん持っているんで、何を言ってるのかわからないんじゃないかと、何を言ってるのかははっきりわかるようにすることが最も重要ではございますが、わからない場合でもほかの手段によって、そういった、何かあったんだなというのがわかるようにということで、たくさんの媒体を入れているのが防府市だという状況だと思います。

それから、今、言われたように、もう少しスピーカーの聞こえについて、もっと具体的に職員が例えば行って確認したらどうかということですが、その辺についても毎月毎月というわけにはいきませんが、ある程度、検討させていただこうというふうには思いました。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 議会報告会では、私の行った班では、防災ラジオというものを一つは費用負担がかかるけれども買っていただければ、同じ内容が聞こえますという話と、防災テレホンサービスという、手前みそになりますが、私の一般質問で実現したも

のでもありますので、防災テレホンサービスというものもあります。こういう宣伝もさせていただきまされたけれども、やはりただ、いくつかあるから大丈夫というのではなくて、もう少し、そこについてはきめ細かくチェックと言いますか、いわゆるP D C Aサイクルを回すというのか、そういう考え方に立っていただきたいと思います。

それから、防災ラジオ無償配布の拡大ということですが、利用頻度が高い、低いということもありますが、老人憩の家であるとか、あるいは市営住宅の集会所というものは、これは災害が起きた後の復興の一つの拠点場所になるようなところではないかと。資材を例えば配布する場合、指定避難所だとかさまざまな避難所のほかにですね。

それから自治会館というのも、やはり地域の一つの自主防災組織をつくってくださいと。地域で自主防災組織をつくって、物をどこに置くかということになれば、公民館とは別のものを考えれば、やはり各地域の自治会館になるわけですね。

そういうことですから、これについてはやはり他の民間とは違って、防災の拠点になるんだと、自助・公助・共助と、公が助成する、それから共助、ともに助け合っていく、それからみずから、自助ということではありますが、地域の自治会でやはり自主防災組織だとかいう形のものと考えていけば、これはぜひやっぱりそういうものを希望するところですよ、希望するところには、やはり配布をします。そういうことがあって、むしろその防災ということをやったり地域でもやったりこうという動機づけにもなると思います。

そういう意味で、希望する自治会の自治会館には、自治会長のお宅には無線の機械が、ラジオとは別に無線の機械が配布されますので、2つも必要ないと思いますが、ぜひこれについては今後、前向きに検討いただきたいというふうに要望しておきます。今の御答弁は難しいということでありましたから。

利用頻度が高いところについては必要に応じてということですが、利用頻度が高いというのは基準か何か考えておられるのでしょうか。

○副議長（山田 耕治君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 利用頻度につきましては、公民館等も当然利用頻度が高いと思っておりますが、現実に数字的に把握したものではありません。例えば、夜間御家庭にいらっしゃいます、昼間の利用頻度がどのくらいあるかというのは、ある程度調べさせていただいて、老人憩の家でも利用率、かなり差がありましたんで、どのくらいの利用頻度があるかはかった上で、さらには少なくとも希望されたところには検討していきたい、あくまで希望されればという検討はさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） わかりました。そういう形であれば、ぜひ前向きに、希望があるところについては検討いただくということを要望いたしまして、私の質問、これで終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（山田 耕治君） 以上で、20番、田中健次議員の質問を終わります。

○副議長（山田 耕治君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田 耕治君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時29分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年6月20日

防府市議会 議長 安藤 二郎

防府市議会副議長 山田 耕治

防府市議会 議員 山下 和明

防府市議会 議員 三原 昭治